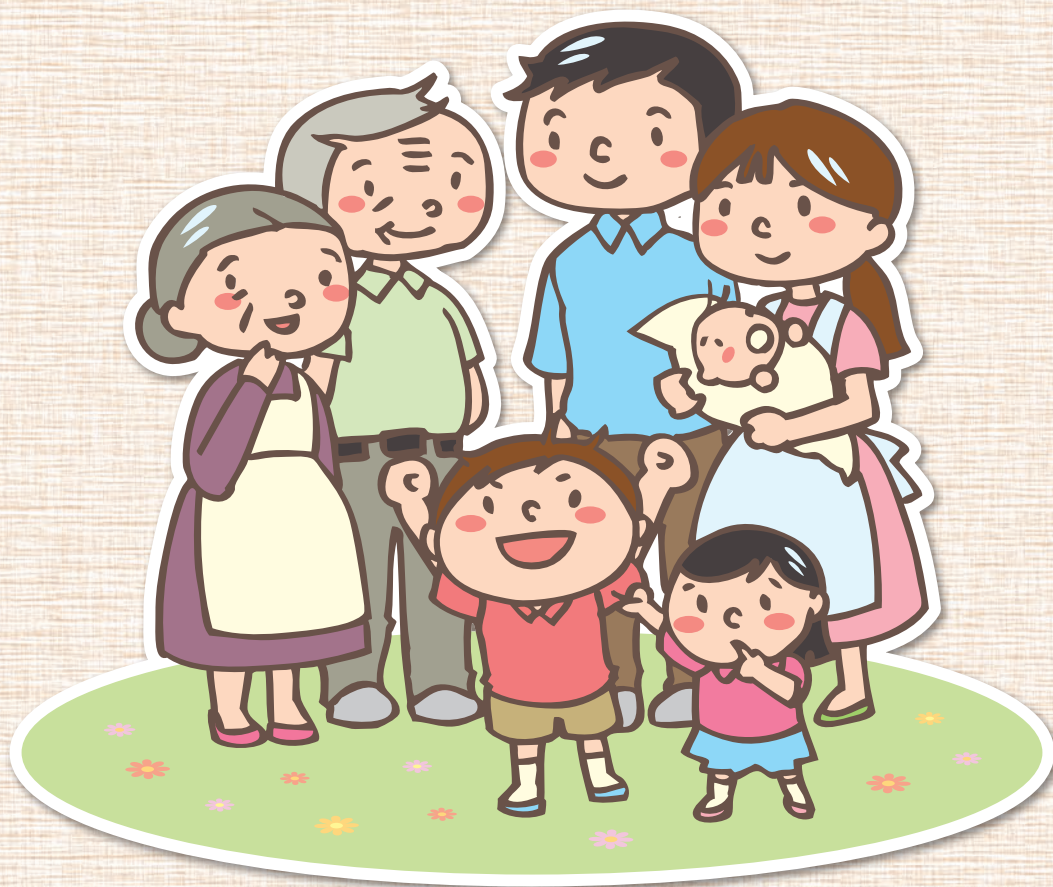


第3期 蔵王町
子ども・子育て支援
事業計画



令和7年3月
蔵王町

はじめに



子どもを生み育てることを喜び、
悩みをともに分かち合い、
支えあえるまち

出生率の低下とそれに伴う少子化の急速な進行、核家族化や共働き世帯の増加等、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもや若者の抱える問題も複雑かつ複合化しています。

こうした状況へ対応し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられ、その後、更なるこども政策の推進に向けて、令和5年12月22日には「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指して、様々なこども施策を推進していくこととされています。

本町では、「子どもを生み育てることを喜び、悩みをともに分かち合い、支えあえるまち」を基本理念として掲げ、「第2期蔵王町子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定しました。

今回、第2期計画の計画期間が終了することから、子どもや子育て家庭に妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことで、子どものより良い育ちや保護者としての成長を実現していけるよう、本町の子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組等について示す計画として「第3期蔵王町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後も引き続き、本計画に基づきより質の高い教育・保育の提供とともに、全てのこどもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組んでまいります。

本事業計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました、蔵王町子ども・子育て会議委員のみなさまをはじめ、ご協力いただきました関係者の方々に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和7年3月

蔵王町長 村上 英人

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の位置付け.....	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制.....	5

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1. 人口等の状況.....	9
2. 子育て環境の状況.....	16
3. 教育環境の状況.....	22
4. 第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返り.....	24
5. 次世代育成支援の取組の振り返り.....	27
6. 蔵王町の子ども・子育て支援の課題.....	34

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	37
2. 次世代育成支援の基本目標.....	38
3. 施策体系	39

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 児童人口の推計.....	43
2. 教育・保育提供区域の設定.....	43
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	44
4. 教育・保育の一体的提供と推進体制.....	48
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	49

第5章 分野別施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実.....	65
基本目標2 乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進.....	71
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	74
基本目標4 子どもの人権擁護と安全・安心の確保.....	77

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制.....	83
2. 計画の進捗管理.....	84

資料編

1. 蔵王町子ども・子育て会議条例.....	87
2. 蔵王町子ども・子育て会議委員名簿.....	89
3. 計画策定の経過.....	90

※「子ども」と「こども」、「子供」の表記については「子ども」に統一して表記していますが、法律名やその説明文等の関連する文章、団体名等の固有名詞等については、元の表記を使用しています。

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉サービス」等の単語や団体名等の固有名詞については、元の表記を使用しています。

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下とそれに伴う少子化の急速な進行、生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化、核家族化や共働き世帯の増加等、家族や地域、就労等の子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、子どもの貧困やヤングケアラー、児童虐待、自殺対策等、子どもや若者の抱える問題も複雑かつ複合化しています。

こうした状況へ対応し、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築に向けて、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。また、「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年からは「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始され、市町村は①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

その後、更なるこども政策の推進に向けて、令和4年に「こども家庭庁設置法」と「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足しました。また、令和5年12月22日には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指して、様々なこども施策を推進していくこととされています。

蔵王町では、「子どもを生み育てることを喜び、悩みをともに分かち合い、支えあえるまち」を基本理念として掲げ、幼稚園や保育所等の量の見込みや確保方策、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を反映させた「第2期蔵王町子ども・子育て支援事業計画」(以下、第2期計画という。)を令和2年3月に策定しました。

今回、第2期計画の計画期間が終了することから、引き続き、地域の多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ協働し、子どもや子育て家庭に妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことで、子どものより良い育ちや保護者としての成長を実現していけるよう、本町の子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組等について示す計画として「第3期蔵王町子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という。)を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も持ち合わせた計画です。

また、こども基本法及びこども大綱の考え方も踏まえた計画です。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

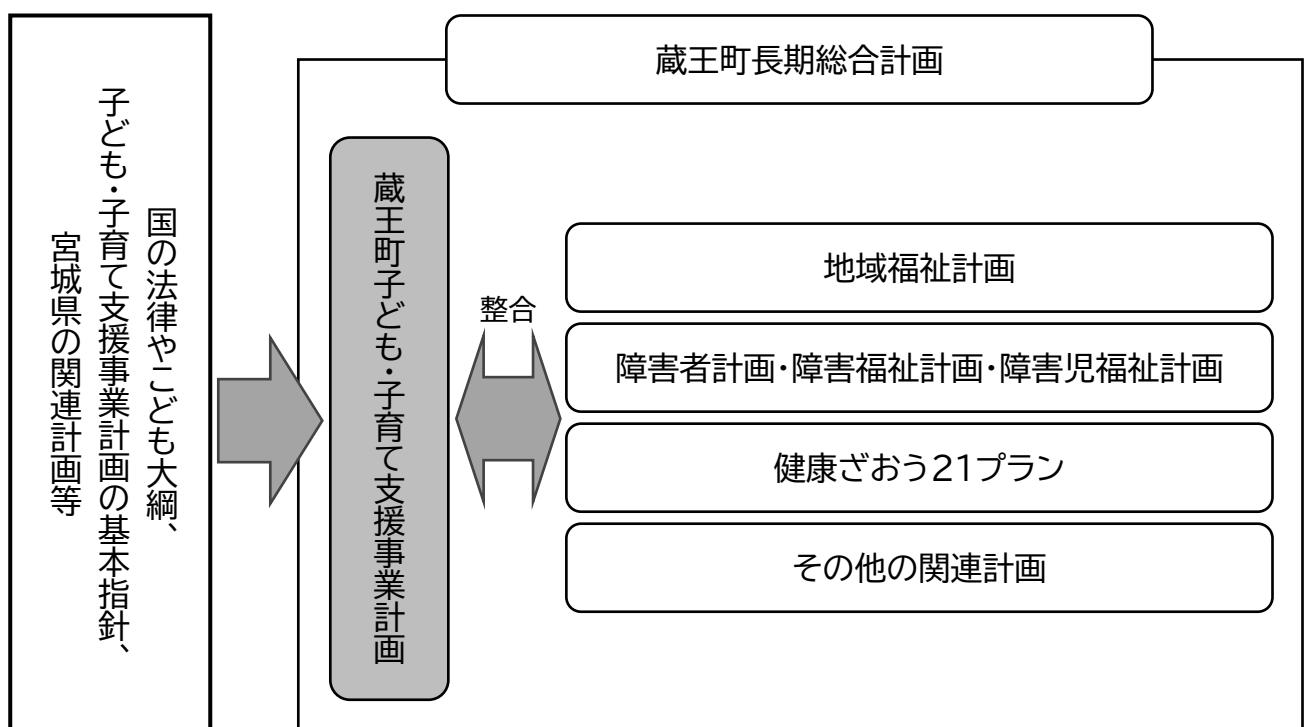
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 6 1 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



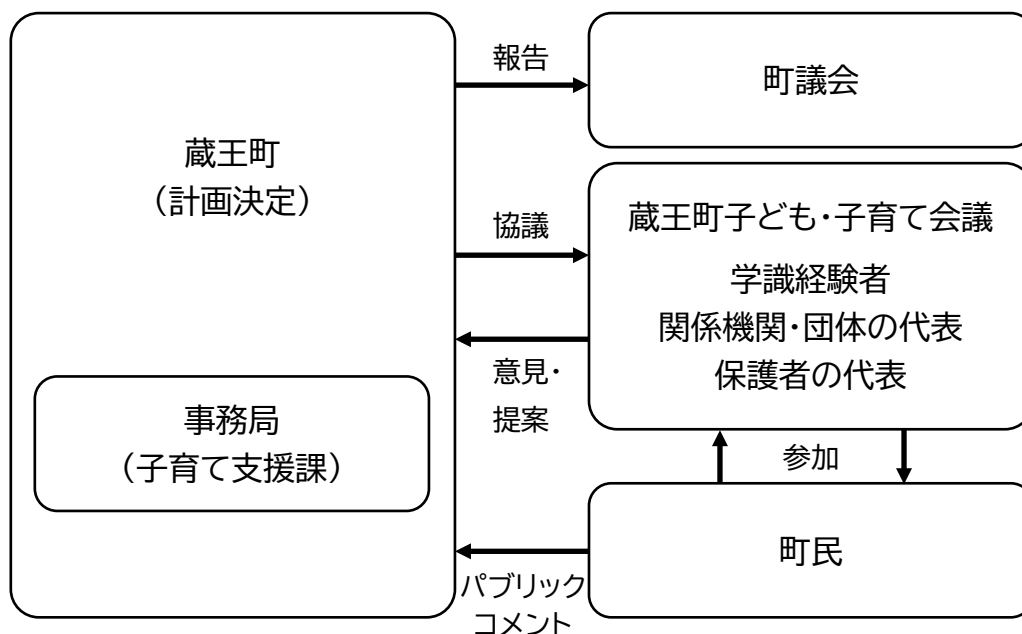
3. 計画の期間

本計画は5年を1期とし、令和7年度から令和11年度を計画期間として策定します。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年度(令和9年度)を目安として、計画の見直しを行うものとします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期蔵王町子ども・子育て支援事業計画					次期計画
			見直し			

4. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、町民や関係機関の代表により構成する「蔵王町子ども・子育て会議」において計画内容等についての意見交換や協議を行うとともに、町民の意見を広く取り入れるために計画案に対するパブリックコメントの実施等を行いました。



第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1. 人口等の状況

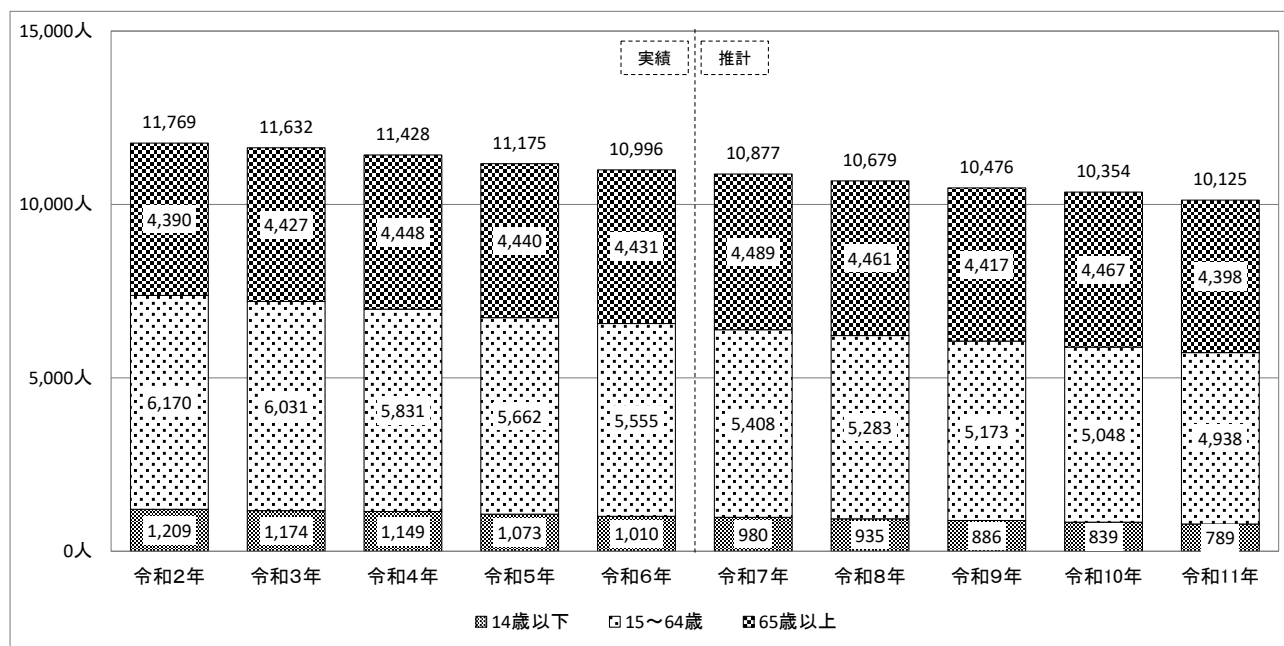
1-1. 人口の推移

総人口の推移をみると減少傾向が続いており、今後も減少し続けていくことが見込まれ、令和6年は総人口が10,996人、令和11年には10,125人になると予想されています。年齢3区分別の推移をみると、「14歳以下」と「15～64歳」は減少し続けていますが、「65歳以上」は増減しつつ推移しています。

人口構成割合の推移をみると、「14歳以下」と「15～64歳」は減少傾向が続いているのに対して、「65歳以上」は増加傾向で推移しています。

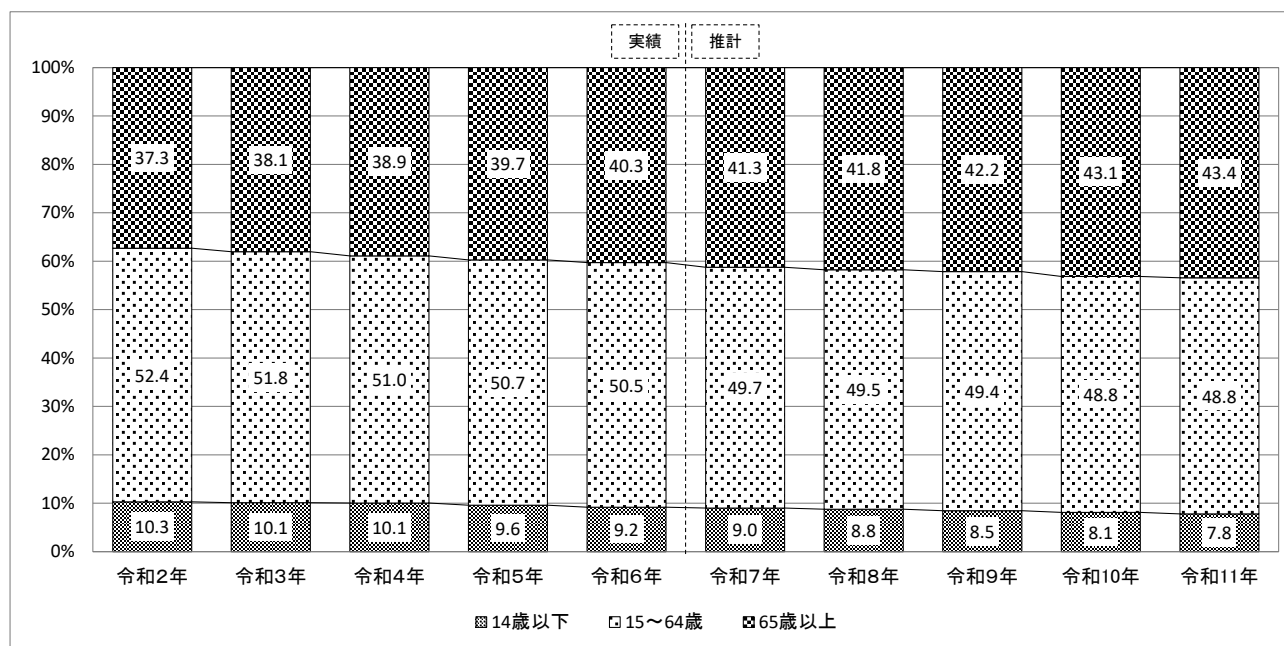
0～5歳の人口の推移をみると、近年は30～40人程度の減少が続いており、今後も減少が続いていくと見込まれています。

■ 年齢3区分別の総人口の推移

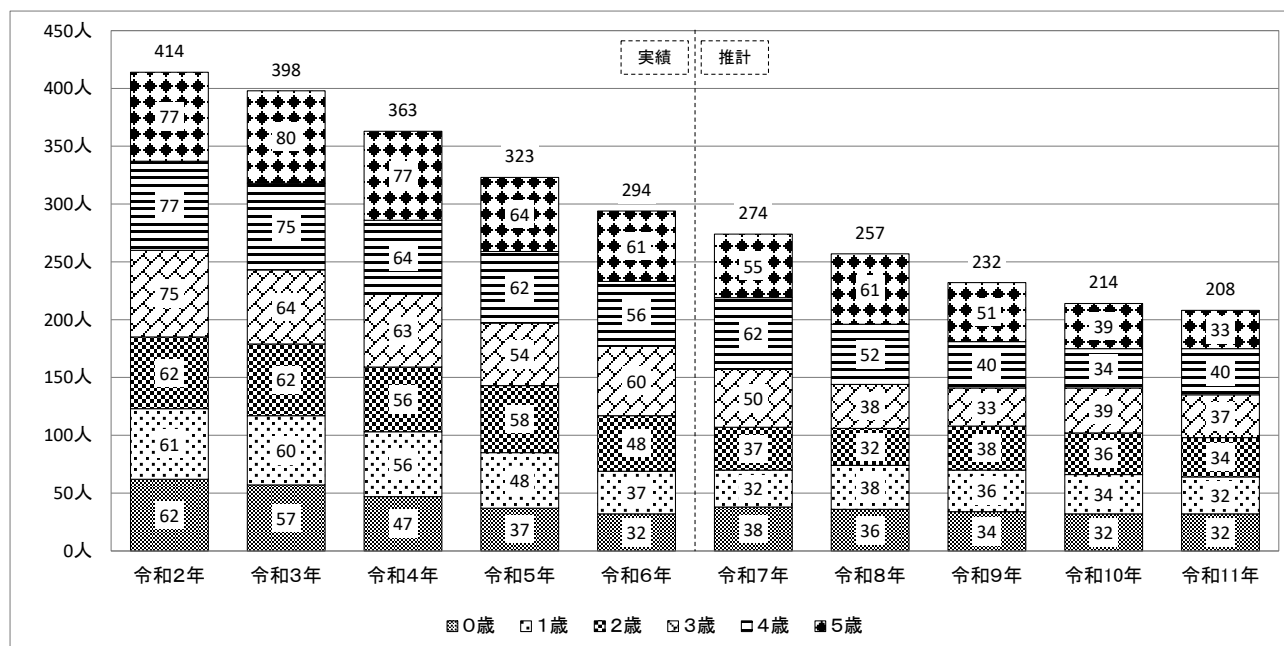


※令和6年までは住民基本台帳(各年3月31日時点)より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値

■ 年齢3区分別の人口構成割合の推移



■ 0～5歳の人口の推移



※上記2つのグラフは令和6年までは住民基本台帳(各年3月31日時点)より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値

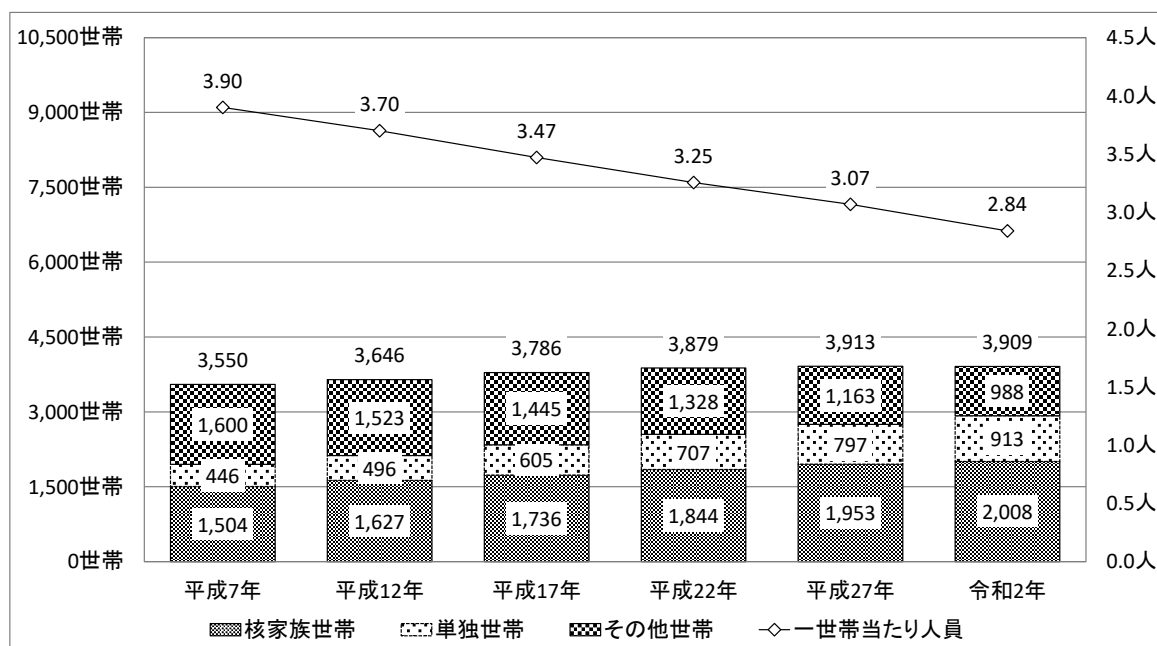
1-2. 一般世帯数等の推移

一般世帯数をみると、平成 27 年までは増加傾向で推移していましたが、平成 27 年から令和 2 年にかけてはほぼ横ばいとなっており、令和 2 年は 3,909 世帯となっています。世帯構成をみると、「核家族世帯」と「単独世帯」は増加傾向となっているのに対して、「その他世帯」は減少傾向となっています。また、「一世帯当たり人員」は年々減少し続けており、令和 2 年は 2.84 人となっています。

母子・父子世帯の推移をみると、「母子世帯」は平成 12 年から平成 22 年までは増加傾向でしたが、平成 27 年にかけて減少に転じ、それ以降は減少傾向で推移しています。「父子世帯」は平成 22 年まではほぼ横ばいでしたが、それ以降は増減しつつ推移しています。

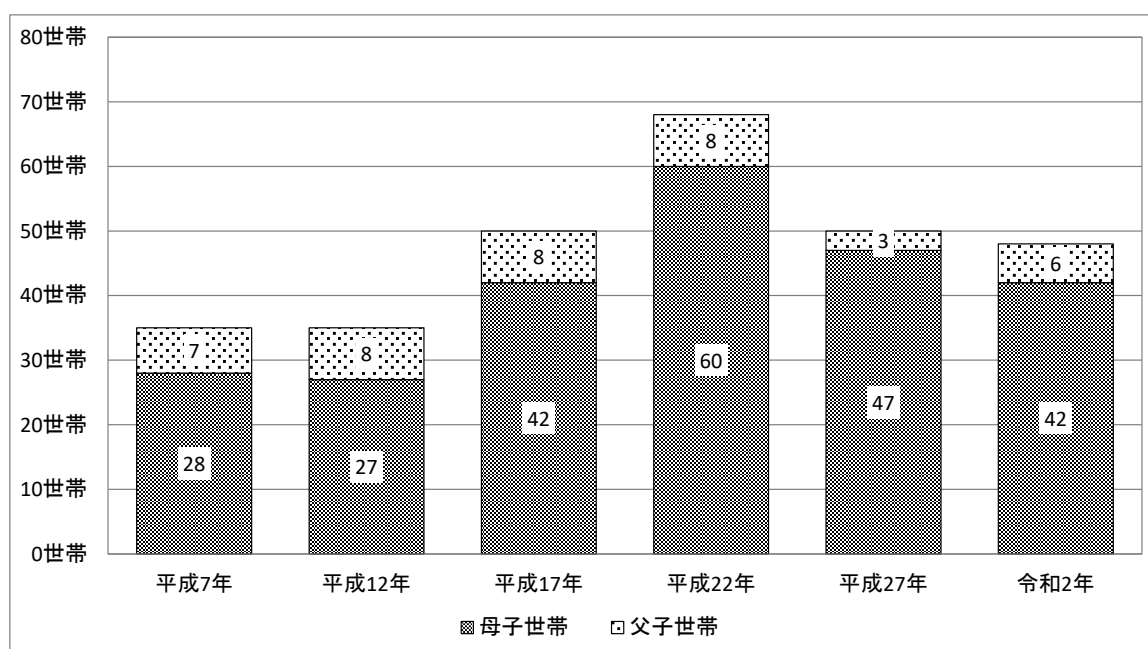
子どものいる一般世帯等の推移をみると、「子どものいる一般世帯」は年々減少しており、令和 2 年は 1,487 世帯となっています。「そのうちの共働き世帯」も減少していますが、平成 22 年以降は「子どものいる一般世帯」よりも減少幅がゆるやかなため、「共働き世帯の占める割合」は平成 22 年以降やや増加しています。

■一般世帯と世帯構成の推移

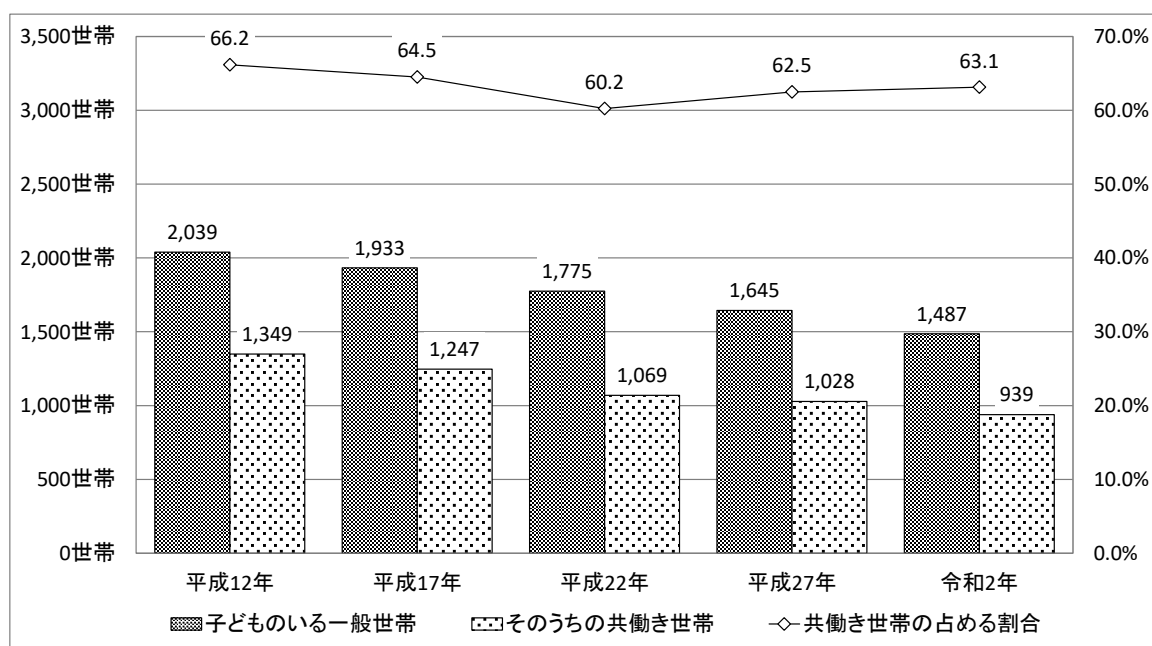


※国勢調査より

■ 母子・父子世帯の推移



■ 子どものいる一般世帯と共働き世帯の推移



※上記2つのグラフは国勢調査より

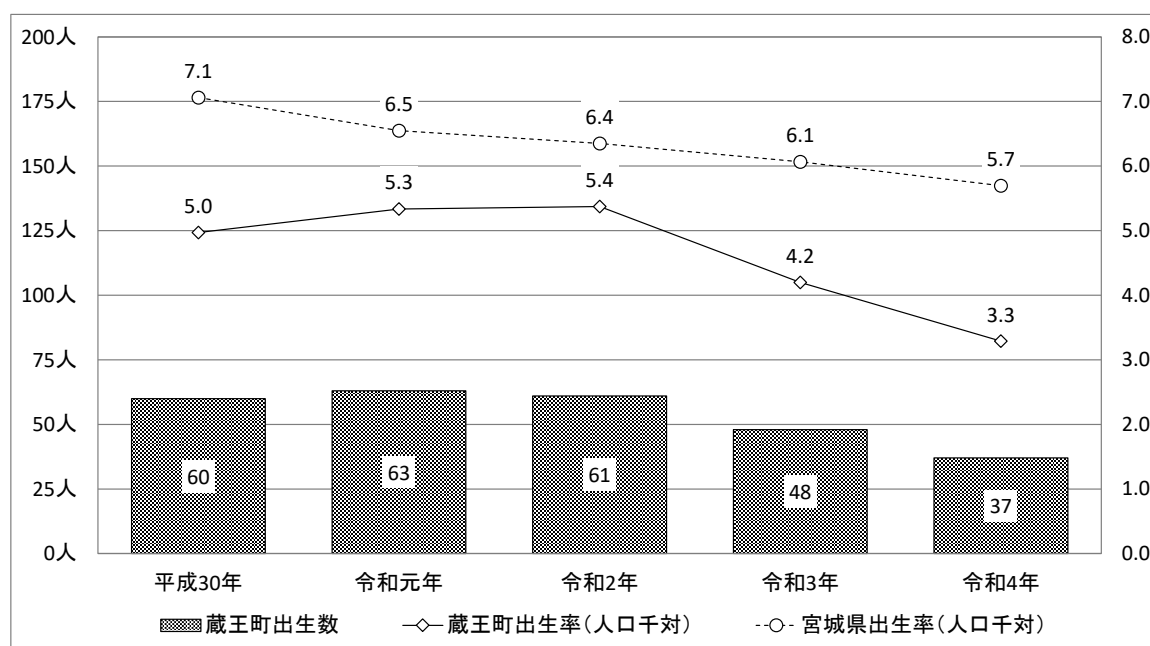
1-3. 出生数等の推移

出生数の推移をみると、令和2年まではほぼ横ばいでしたが、それ以降は減少傾向で推移しており、令和4年は37人となっています。また、「蔵王町出生率(人口千対)」も同様に令和2年以降は減少しており、令和4年は3.3となっています。

合計特殊出生率の推移をみると、「蔵王町」は平成30年から令和元年にかけて上昇し、令和元年から2年にかけてはほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年から3年にかけて減少し、令和4年もほぼ横ばいで0.98となっています。これは「宮城県」や「全国」と比べても低くなっています。

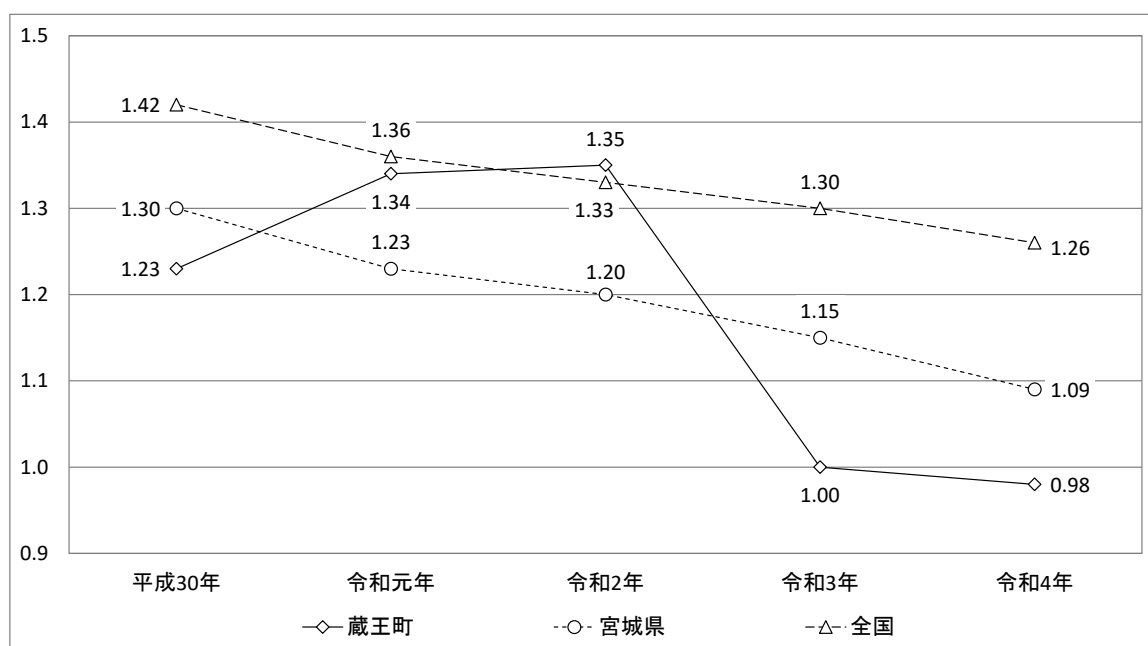
未婚率の推移をみると、「蔵王町男性」は平成17年まではほぼ横ばいで推移していましたが、平成22年にかけて増加し、その後は平成27年から令和2年にかけても増加して30.0%となっています。「蔵王町女性」は17~19%の間を増減しつつ推移しており、令和2年は18.9%となっています。「蔵王町男性」と「蔵王町女性」は、それぞれ「宮城県男性」と「宮城県女性」を下回る水準となっています。

■ 出生数の推移



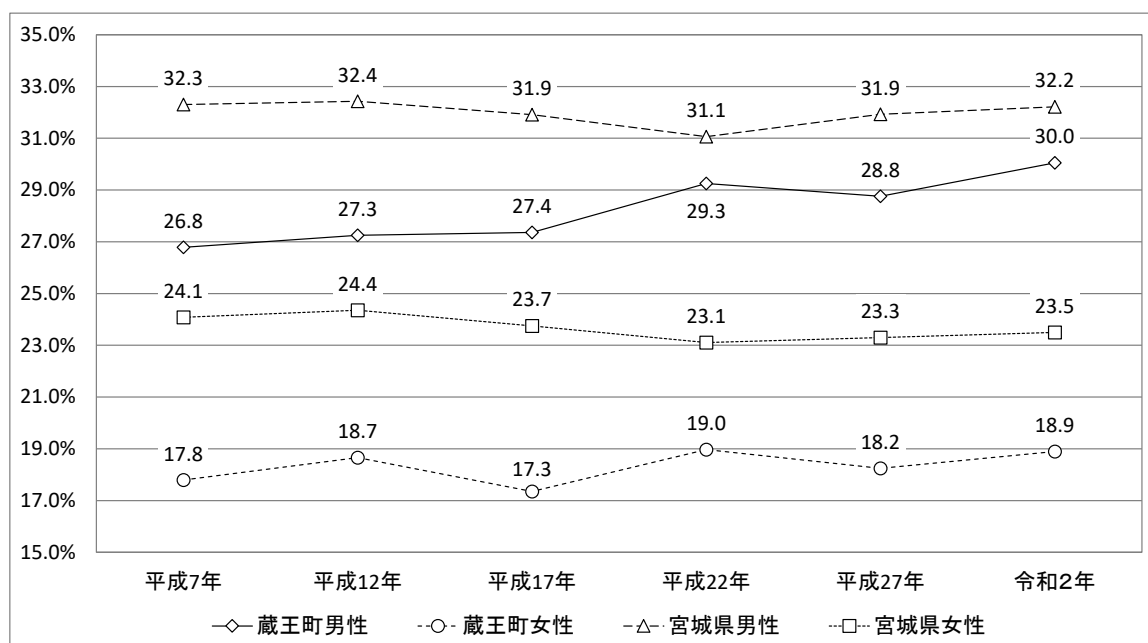
※厚生労働省 人口動態統計より

■合計特殊出生率の推移



※厚生労働省 人口動態統計より

■未婚率の推移



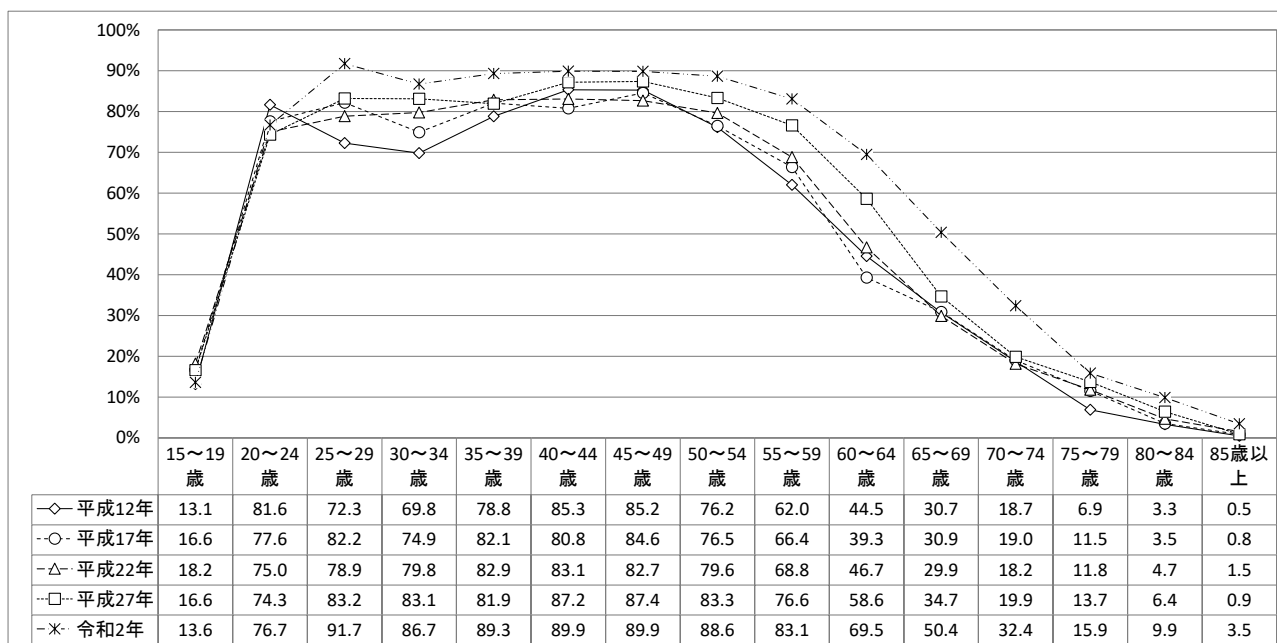
※国勢調査より

1-4. 女性の労働力率の状況

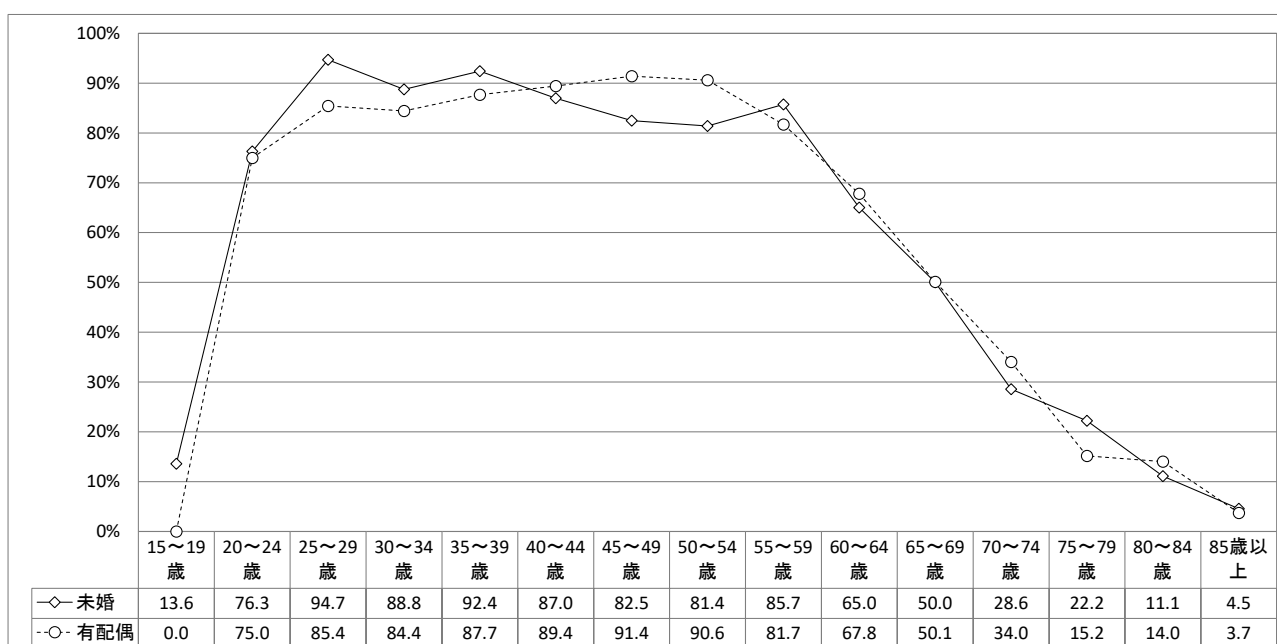
女性の5歳階級別労働力率の推移をみると、“平成12年”は顕著だったM字カーブが徐々に解消され、“令和2年”は「25～29歳」から「50～54歳」までがほぼ同程度の水準となっています。

令和2年の女性の未婚・有配偶別の労働力率をみると、「25～29歳」から「35～39歳」までは“未婚”の方が高くなっており、「40～44歳」から「50～54歳」までは“有配偶”が高くなっています。

■女性の5歳階級別労働力率の推移



■女性の未婚・有配偶別の労働力率（令和2年）

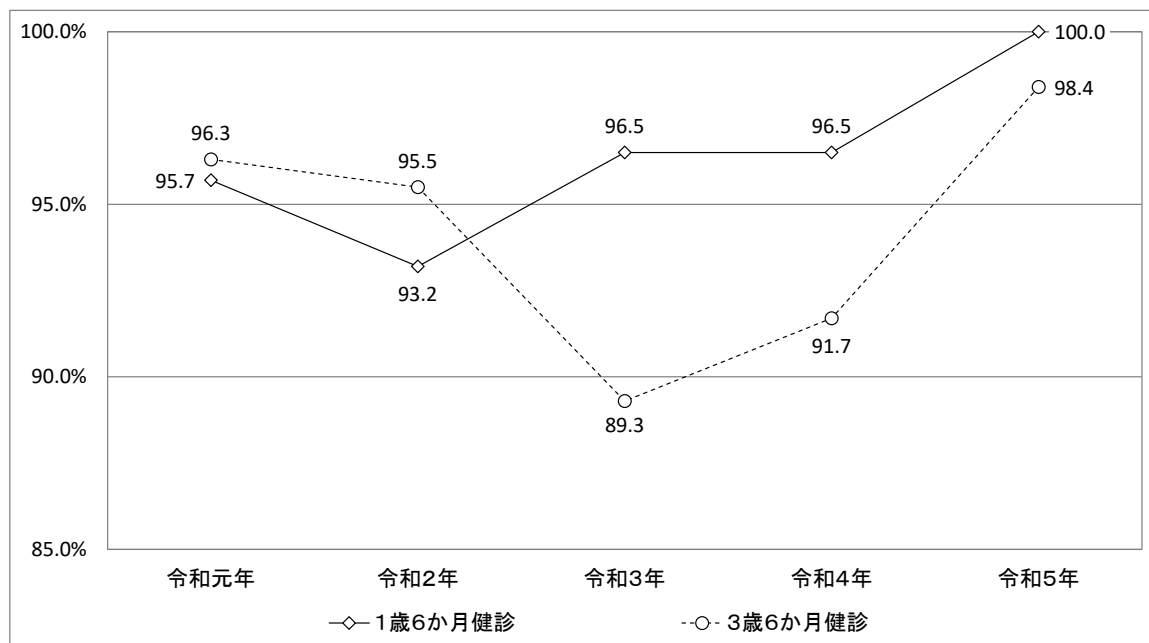


※上記2つのグラフは国勢調査より

2. 子育て環境の状況

2-1. 幼児の健診受診率の推移

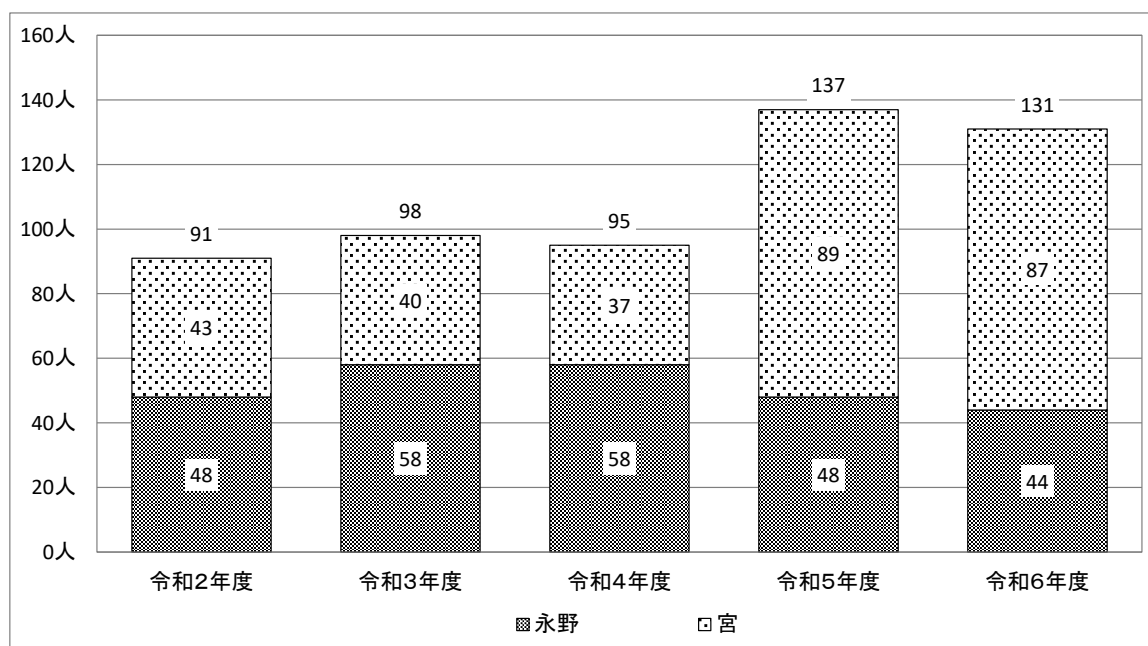
幼児の健診受診率の推移をみると、「1歳6か月健診」は令和2年にやや減少したものの、その後は上昇して令和5年は100.0%となっています。「3歳6か月健診」は令和3年にかけて減少していましたが、その後は上昇して令和5年は98.4%となっています。



※健診結果より(各年3月末時点)より

2-2. 保育所入所児童数の推移

保育所入所児童数をみると、「永野」は40～50人台で推移しており、令和6年度は44人となっています。「宮」は令和4年度までは40人前後で推移していましたが、宮幼稚園と宮保育所が統合し、認定こども園へ移行した令和5年度以降は90人弱で推移しており、令和6年度は87人となっています。



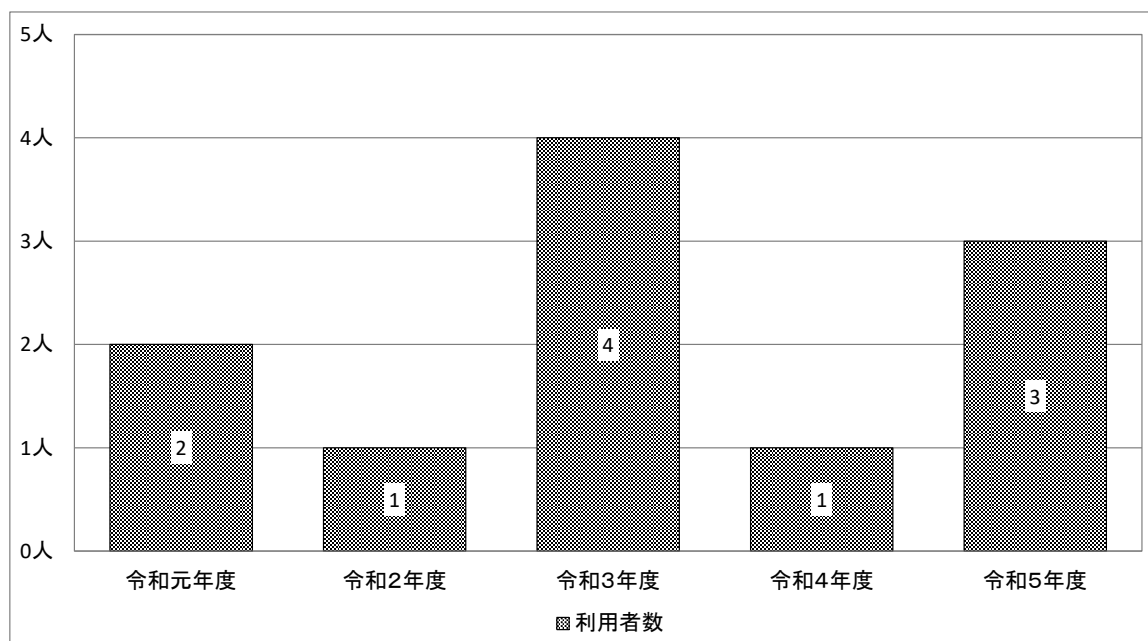
※子育て支援課資料(各年4月1日時点)より(宮は令和5年度より認定こども園へ移行)

2-3. 保育所・認定こども園待機児童数

令和2年度以降、4月1日時点の待機児童はいませんでした(年度途中で待機児童が発生したことはありません)。

2-4. ざおう子育てサポート利用者数の推移

ざおう子育てサポート利用者数は増減しつつ推移しており、令和5年度は3人となっています。

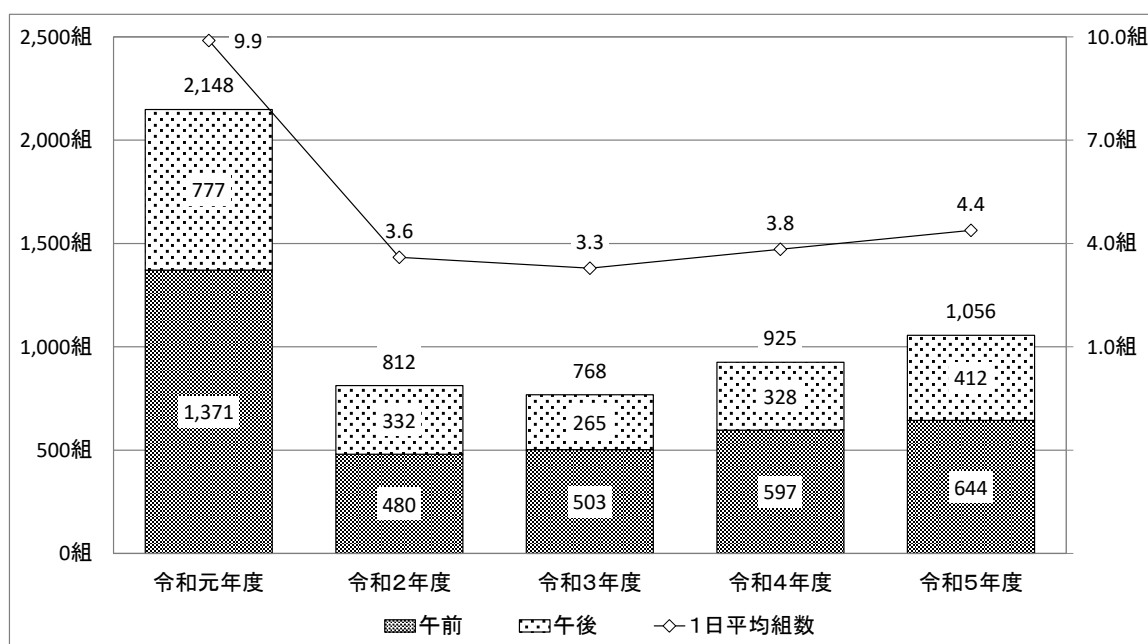


※子育て支援課資料より

2-5. 子育て支援センターの利用状況

(1) 利用親子組数の推移

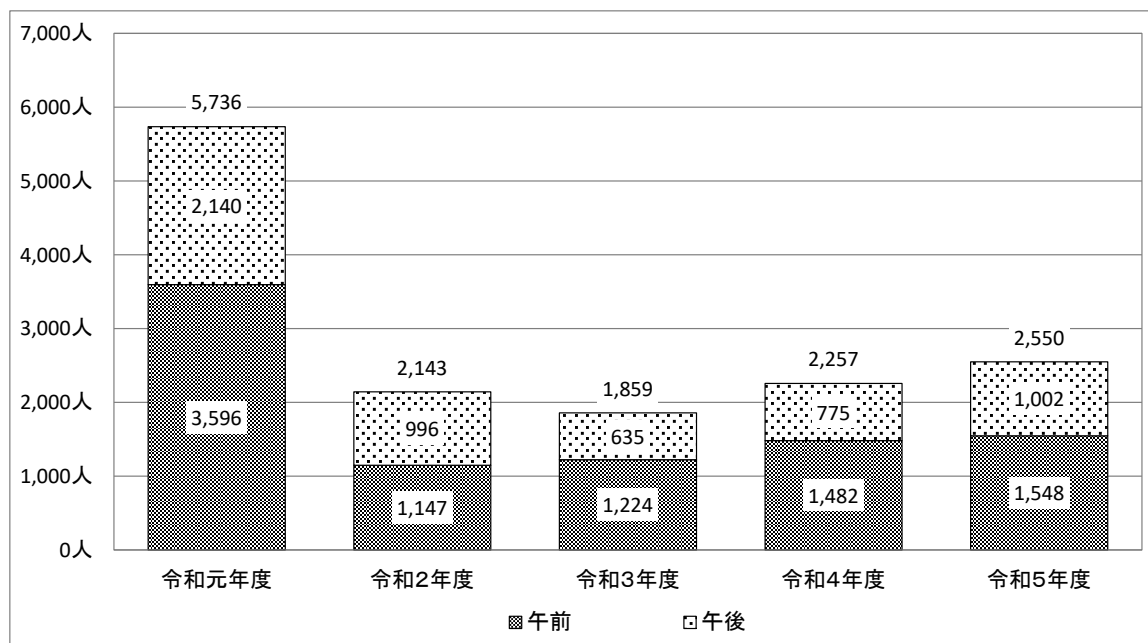
子育て支援センターの利用親子組数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の拡大があった令和2～3年度は大幅に利用が減りましたが、その後徐々に増加してきており、令和5年度は「午前」が644組、「午後」が412組で、「1日平均組数」が4.4組となっています。



※子育て支援課資料より

(2)利用者数の推移

子育て支援センターの利用者数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2～3年度に大幅に減少した後、徐々に増加傾向となっています。令和5年度は「午前」が1,548人、「午後」が1,002人となっています。

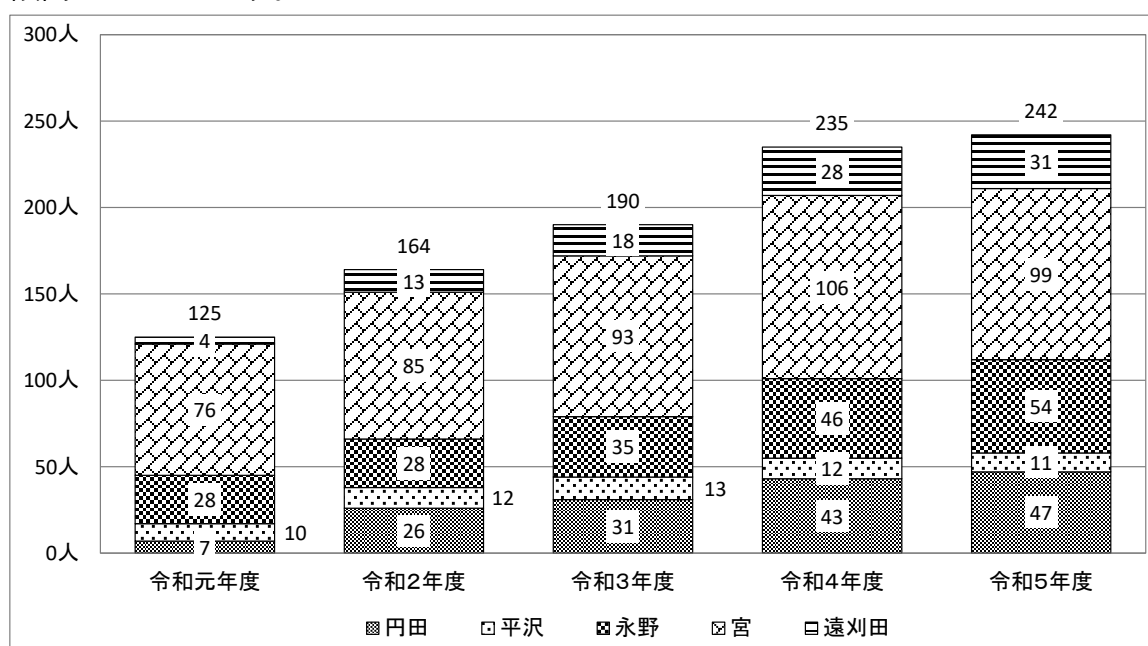


※子育て支援課資料より

2-6. 児童館の利用状況

(1)放課後児童クラブ登録者数の推移

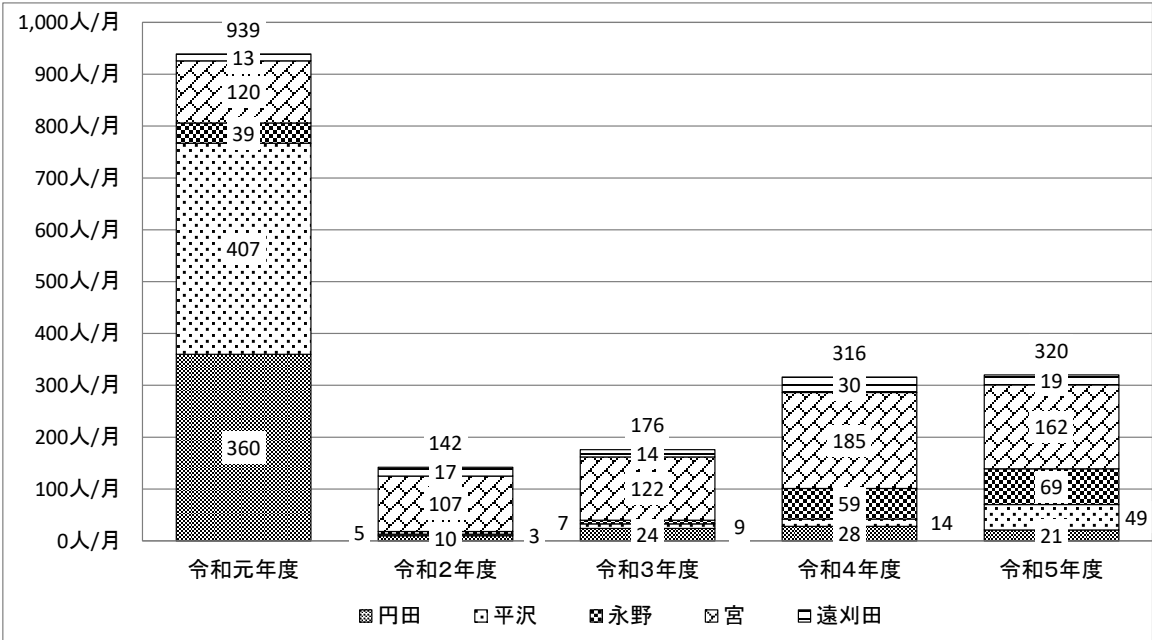
放課後児童クラブ登録者数をみると、増加傾向で推移しており、令和4年度以降は240人前後となっています。地区別では「平沢」がほぼ横ばいとなっている以外はおおむね増加傾向となっています。



※子育て支援課資料(年度末の登録者数)より

(2)乳幼児の児童館利用者数の推移

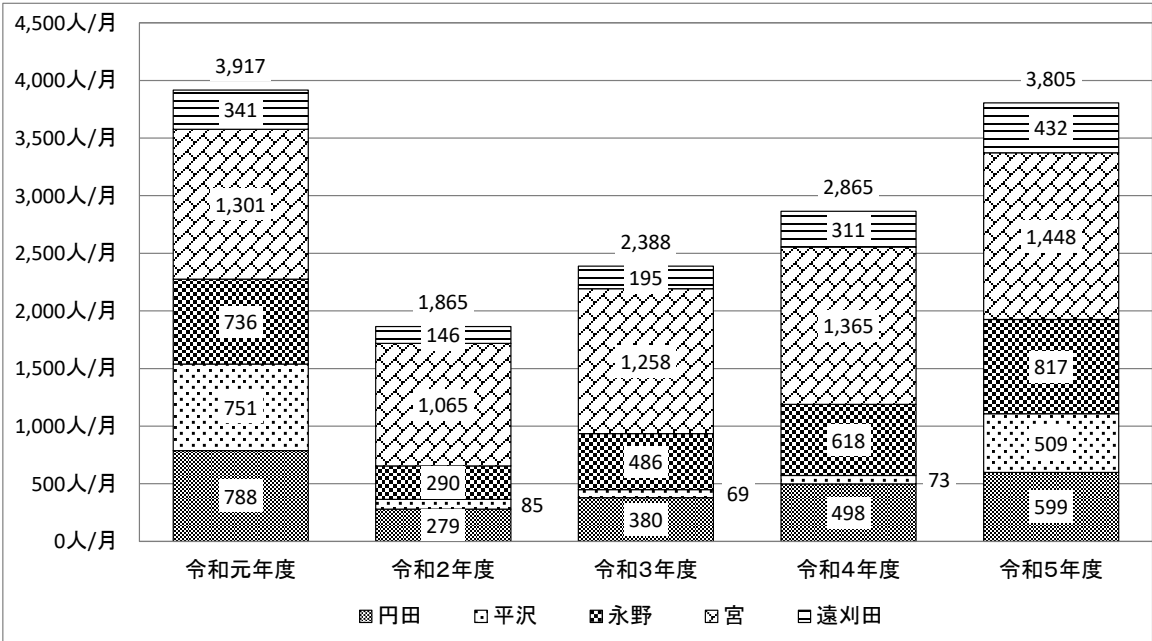
乳幼児の児童館利用者数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に大幅に減っていますが、その後は徐々に増加しており、令和5年度は合計 320 人／月となっています。



※子育て支援課資料より

(3)小学生の児童館利用者数の推移

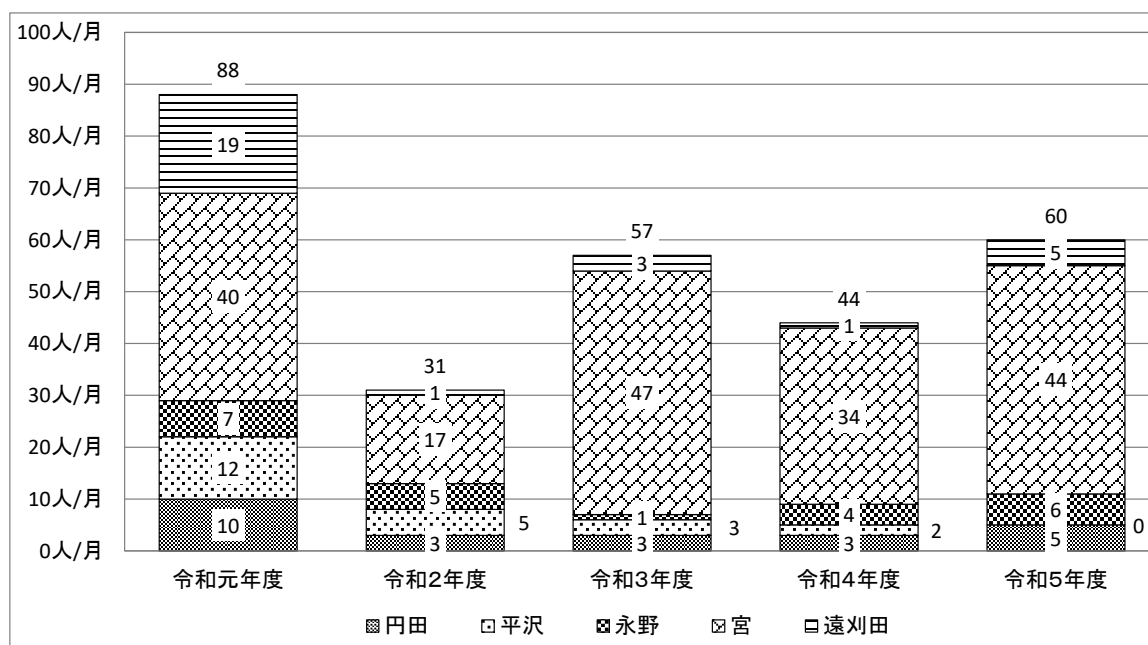
小学生の児童館利用者数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に大幅に減少しましたが、その後は順調に利用者が回復しており、令和5年度はほぼ令和元年度と同程度の合計 3,805 人／月が利用しています。



※子育て支援課資料より

(4)中・高校生の児童館利用者数の推移

中・高校生の児童館利用者数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に利用が3分の1程度まで減少し、その後は増減しつつ推移しており、令和5年度は合計60人／月となっています。

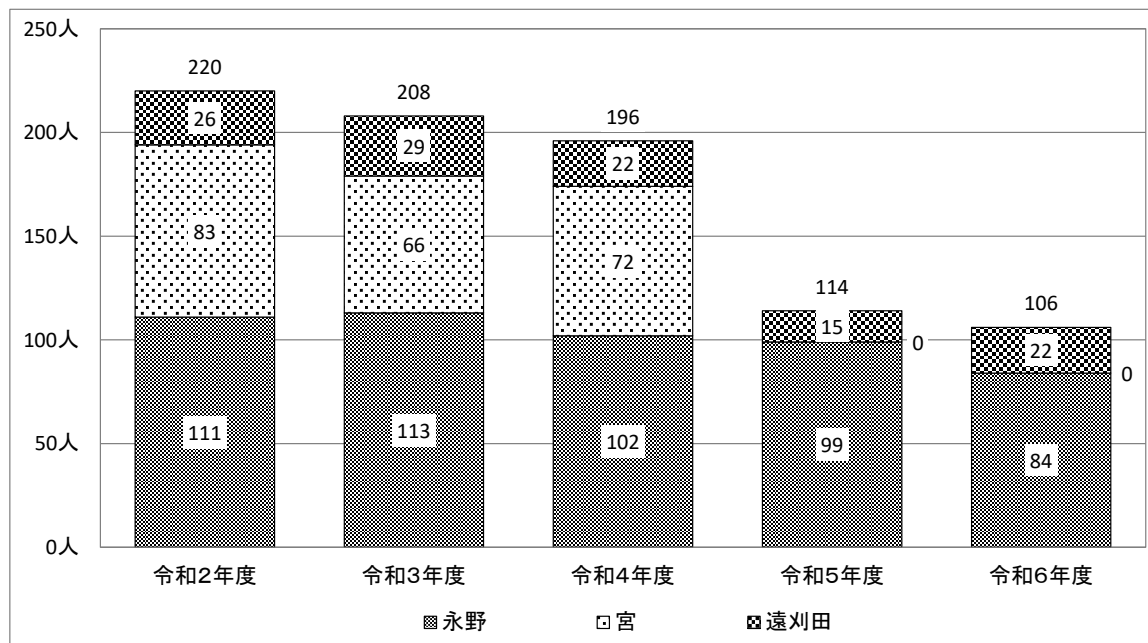


※子育て支援課資料より

3. 教育環境の状況

3-1. 幼稚園児数の推移

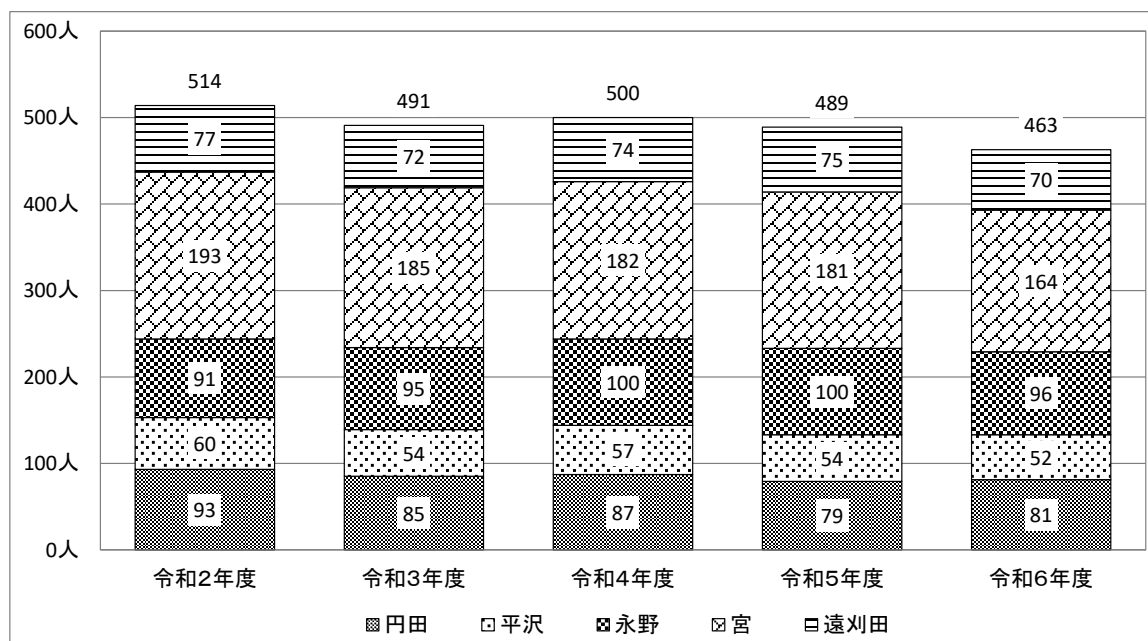
幼稚園児数は令和4年度まではゆるやかな減少傾向で推移していました。「宮幼稚園」が認定こども園へ移行し幼稚園児数から除いたため、減少しています。令和5年度以降も「永野」は減少傾向が続いており、令和6年度は合計で106人となっています。



※学校基本調査(各年5月1日時点)より(宮は令和5年度より認定こども園へ移行)

3-2. 小学校児童数の推移

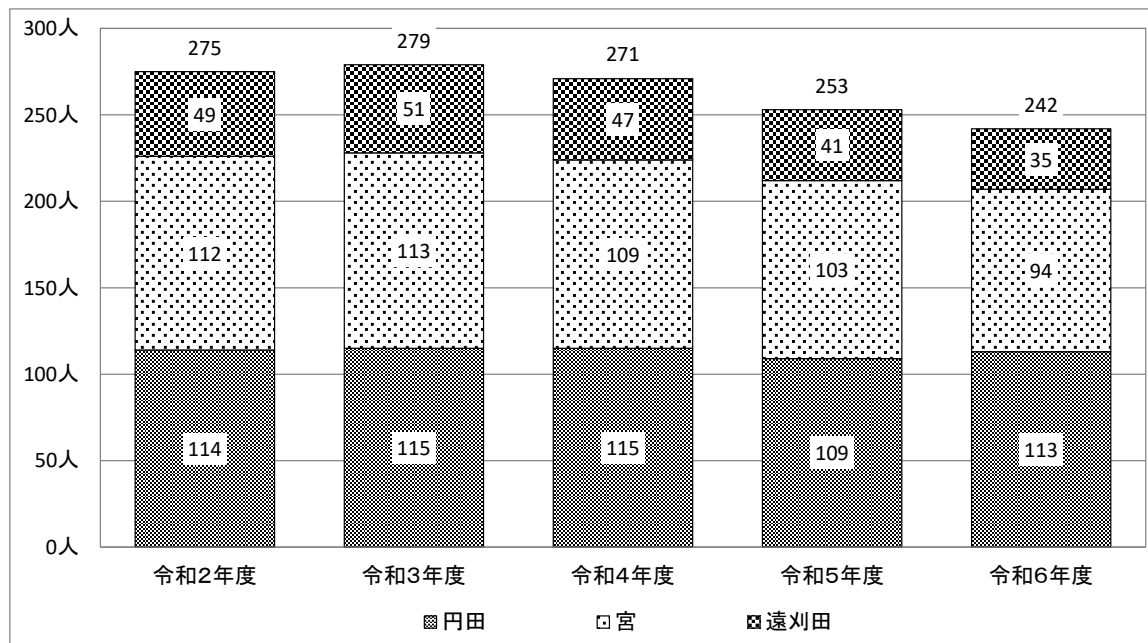
小学校児童数は令和4年度までは増減しつつ推移していましたが、それ以降は減少傾向となっており、令和6年度は合計で463人となっています。



※学校基本調査(各年5月1日時点)より

3-3. 中学校生徒数の推移

中学校生徒数は令和3年度をピークとして減少傾向で推移しており、令和6年度は合計で242人となっています。



※学校基本調査(各年5月1日時点)より

4. 第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返り

教育・保育の量の見込みと確保方策についてみると、近年は児童数の減少により、多くの区分において実績値は減少しており、確保方策を上回るものはほとんどありません。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
1号認定(人)		量の見込み	62	60	57	37	35
		確保方策	230	230	230	150	150
		実績値	62	53	41	35	31
施設等2号認定 (人)	量の見込み	158	149	143	146	139	
	確保方策	160	160	160	105	105	
	実績値	158	160	157	97	92	
2号認定(人)		量の見込み	0	0	0	0	
		確保方策	0	0	0	50	50
		実績値	0	2	2	44	46
3号認定	0歳 (人)	量の見込み	25	23	22	16	16
		確保方策	25	25	25	17	17
		実績値	22	15	15	8	4
	1・2歳 (人)	量の見込み	70	67	65	80	71
		確保方策	72	72	72	88	88
		実績値	69	81	80	76	64
町外幼稚園		実績値	10	0	0	0	
認可外保育施設		実績値	12	9	8	8	10

地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策についてみると、放課後児童健全育成事業は利用が増加しており、一時期は確保方策を上回る利用状況となっていました。また、地域子育て支援拠点事業や一時預かりの幼稚園型は最近の利用者数増加により確保方策を上回る利用状況となっています。これら以外の事業については、おおむね実績値が量の見込みと確保方策を下回っています。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
■利用者支援事業						
基本型 (か所)	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0
特定型 (か所)	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	母子保健型 (か所)	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1
■延長保育事業(時間型保育・0～2歳児)							
	申請人数 (人／日)	量の見込み	30	30	30	30	30
		確保方策	30	30	30	30	30
		実績値	0	0	0	0	0
■放課後児童健全育成事業							
	量の見込み(人／日)		145	145	145	220	220
	確保方策 (人／日)	低学年	85	85	85	150	150
		高学年	60	60	60	70	70
		計	145	145	145	220	220
	実績値 (人／日)	低学年	93	125	150	147	130
		高学年	51	56	79	95	78
		計	144	181	229	242	208
■子育て短期支援事業(ショートステイ)							
	利用人数 (人／年)	量の見込み	0	0	3	3	3
		確保方策	0	0	3	3	3
		実績値	0	0	0	0	
■地域子育て支援拠点事業							
	延べ利用人数 (人／月)	量の見込み	650	650	650	165	165
		確保方策	650	650	650	165	165
		実績値	201	162	188	192	
■一時預かり							
	幼稚園型 (人／日)	量の見込み	160	160	160	80	80
		確保方策	160	160	160	80	80
		実績値	113	107	88	97	92
	ざおう子育てサポート事業 (病児・病後児以外) (人／年)	量の見込み	10	10	10	10	10
		確保方策	10	10	10	10	10
		実績値	9	15	6	8	
■病児・病後児							
	ざおう子育てサポート事業 (病児・病後児) (人／年)	量の見込み	5	5	5	0	0
		確保方策	5	5	5	0	0
		実績値	0	0	0	0	0

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)							
低学年 (人／日)	量の見込み		0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
	実績値		0	0	0	0	0
高学年 (人／日)	量の見込み		0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
	実績値		0	0	0	0	0
■妊婦健康診査							
量の見込み	妊婦数(人)		73	70	68	45	45
	健診回数(回)		1,022	980	952	630	630
確保方策(人)			73	70	68	45	45
実績値	妊婦数(人)		64	36	32	32	
	健診回数(回)		896	504	448	350	
■乳児家庭全戸訪問事業							
訪問数 (人／年)	量の見込み		73	70	68	45	45
	確保方策		73	70	68	45	45
	実績値		60	46	31	32	
■養育支援訪問事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)							
訪問数 (人／年)	量の見込み		25	25	25	25	25
	確保方策		25	25	25	25	25
	実績値		39	21	37	20	
■実費徴収に係る補足給付を行う事業							
利用人数 (人／年)	量の見込み		0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
	実績値		0	0	0	0	0

5. 次世代育成支援の取組の振り返り

基本目標1 地域における子育て支援の充実

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○乳児家庭全戸訪問事業として、新生児訪問及び里帰り出産等により一時的に滞在する乳児と産婦に訪問し、育児支援、産後うつスクリーニング、児童虐待防止に努めた ○養育支援訪問事業として、育児不安、外国人、要対協登録家庭等に継続的に訪問し、虐待防止に努めた ○ざおう子育てサポート事業では、母親のリフレッシュや通院、仕事等の対応をすることで、母親の育児支援を行った。また、依頼会員と協力会員との信頼関係が構築され、育児相談等が行われることで育児不安の軽減につながった ○子育て支援拠点事業(子育て支援センター)や子育て広場事業は、親子で安心して、楽しく過ごせる場として利用してもらえた ○通常保育事業は待機児童がゼロになり、子どもたち一人ひとりに即した保育を実施することで、乳幼児の健全な心身の発達に寄与した。また、延長保育事業も多くの方に利用された ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)では、受け入れ時間の延長及び、土曜日の受け入れを開始し、利便性向上に努めた ○放課後子ども教室では、子どもたちの居場所づくりや地域住民の見守り意識の向上に努めた ○地域における子育て支援のネットワークづくりとして情報共有に努めた	■専門職の訪問により支援は充実しているが、気軽な相談にはつながりにくい ■支援対象となる家庭が適切に選定されているかどうかや、支援方法について検討する必要がある ■利用実人数が少ない。また、協力会員が少なく、働きながらの活動となるため預かり可能時間が限られている ■出生数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減少に加え、1歳になると認定こども園へ入る子どもが増えているため、利用者数が減少している ■子どもが幼稚園・認定こども園の2施設それぞれに入園している場合、保護者の送迎の負担が大きくなってしまう 延長保育に関して、保護者が18時30分を過ぎても迎えに来られず、遅れる旨の連絡もない場合があり、職員の負担となっている場面がある ■学校の長期休業期間等において、職員不足により十分な職員配置が難しい ■新型コロナウイルス感染症の影響による事業休止期間があった。また、事業実施地域の偏りの解消を図ることが必要 ■改めて情報共有する場をもたなかった

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○子育て支援の啓発活動として、子ども会育成会や公民館等との共催事業を行った ○子育て情報の提供として、母子手帳アプリで乳幼児健診や子育てイベントの情報、町の子育て施設等について発信した ○子育てサポーターチーム「すまいるハート」の活動として行事中の託児支援を行う等、子育てで手が離せない親が、家庭教育事業等に参加するための後方的な支援を行った ○児童健全育成事業では、子ども会育成会や公民館等との共催事業を行うことで連携を図った ○地域組織活動(母親クラブ)育成事業では、児童館において母親クラブの活動支援に努めた ○子ども会育成会事業は、活動や会員を途切れさせないように、新型コロナウイルス感染症対策をしつつ活動を継続した。また、行動制限の解除後は以前とは異なる会場での非日常体験を提供することで、徐々に活発さを取り戻しつつある ○世代間交流活動では、新型コロナウイルス感染症対策をしつつ、各地区公民館主催及び共催事業として活動を継続実施した ○各種の手当給付事業については、対象となる児童等へ適切に給付を行い、家庭生活の安定や児童の福祉向上、健全な育成等を図った ○要保護・準要保護児童生徒就学援助事業では、申請の案内を広報に掲載することにより、広く保護者への周知を図った	■新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小があった。また、児童数の減少により、地域での活動が難しくなっている ■公園や遊び場の情報等が分からないという意見がみられた ■自身の経験や知識を、情報の発信・子育て中の親との談論等に生かすことのできる機会が少ない ■新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小があった。また、開催場所の選択や役員等の事務分担等の課題整理が必要となっている ■新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小があった ■新型コロナウイルス感染症の影響により事業が制限された期間があったため、新型コロナ拡大以前に比べ、活動者がおおむね半減してしまっている ■新型コロナウイルス感染症の対策をとりながらの開催に向けて、部員会議等で検討の機会を設け実施することができたが、主催側も参加側も新型コロナ拡大以前の事業形態に戻すのではなく、新しい企画や集客の工夫が必要である ■手続き等のための来庁は、受給者の負担になっている

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○すこやか養育支援事業として助成金を支給することにより、町に生まれた児童を祝福し、保護者の子育てを支援するとともに、子育て世代の定住促進と地域活性化を図った ○あったか支援事業として、対象となる児童に支援金を支給することにより福祉の向上を図った ○仕事と子育ての両立支援として、男性の育児参加等の啓発につながる男女共同参画講演会を行い、啓発活動に努めた	■参加者は町民に関わる機会の多い方のため普及促進が期待できるが、それ以外の様々な年齢層への更なる啓発が必要

基本目標2 乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○母子健康手帳交付によるハイリスク妊婦の把握や妊婦一般健康診査による医療機関との連携を図り、安心・安全に出産・育児ができるよう努めた ○新生児訪問事業は、訪問実施率100%となっている。また、育児不安等で相談が必要な産婦に対しては、助産師だけでなく保健師も同行し、安心して育児ができるように支援した ○各種健診・歯科健診については、必要性等について丁寧な説明を行うとともに周知に努め、受診率の向上を図った。また、必要に応じて適切な介入を行った ○妊婦・乳幼児健康相談として、多様な相談ニーズに対応するとともに、保護者同士の情報交換を支援することで、育児の不安軽減につなげた ○幼児健診フォローアップ教室では、対象となる児童や保護者が就園までの経験を積む機会となり、早期に療育につなげることができた	■妊娠後のハイリスク妊婦把握まで時間がかかることがある。健診結果が医療機関から町へ届くのには一定期間がかかるため、タイムリーな連携が必要 ■訪問の日程調整のための連絡がつかない場合があるため、母子手帳交付時等の機会に新生児訪問について広く周知する等の対策が必要 ■出生数の減少により、1回当たりの対象児童が少ないときがあるため、事業実施方法の検討が必要。また、健診の間隔が開いてしまうと、児童の状態の確認や支援が途切れてしまうことがある ■出生数の減少から事業への申込者がなく開催できない日があった。事業の見直しが必要 ■認定こども園へ入る子どもが増えているため、フォローアップ教室の対象児童が減少している

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○健康栄養講座や認定こども園での食育活動を通し、健康に過ごすための食生活や望ましい食習慣について普及啓発を図った。また、「ごおう日は蔵王ごはんで家族団らん」の普及啓発を継続して行った ○思春期保健対策として、県の作成するパンフレット・リーフレットを配布し、普及に努めた ○子どもの医療費の自己負担分を助成し、適切な受診機会の確保及び経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援した	■幼児・壮年期、高齢期の限られた年代への食育活動が主であり、若者世代や働きざかり世代への働きかけの機会が少ない

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○町内の中学生を対象に、社会の仕組みや将来を考える機会として「職場体験学習」を実施し、児童の健全育成に努めた ○地域に信頼される開かれた学校づくりの一環として、コミュニティ・スクールの導入や学校運営協議会委員の任命及び研修会・協議会を開催した ○幼稚園教育プログラムとして、幼稚園による小学校運動会の見学や幼稚園・保育所の交流を実施した ○ロールプレイングや参加型コンサート等、講師とのコミュニケーションをとりつつ主体的に参加することのできる教育講演会等を開催した ○自然体験学習として、ことりはうす職員や解剖学者で幼少期から昆虫採集に親しんできた養老孟司先生、蔵王高校教員等を講師に招き、蔵王町ならではの素材や環境を最大限に生かした講座を実施し、地元の魅力を再発見することで地域への愛着を深めることができた	■参加者の評価は非常に高いが、参加者数の増加を図るため、更なる周知・広報が必要 ■自然体験は天候等に左右されるため、極力中止にならないよう開催時期や時間等を調整する必要がある

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○公民館事業として、地元の魅力を再発見する講座や実用的な英語を学ぶ講座、蔵王町出身の画家による講座等、様々なテーマの講座を実施し、人づくり、つながりづくりのきっかけをつくることができた ○地域学校協働活動推進事業として、地域ごとのニーズを把握しながら、多くのボランティア登録者を活用して求めに応じた支援をコーディネートし、充実した活動を提供することができた ○学校サポート事業として、年4回総合教育センター指導主事による研修や授業参観を実施し、教員の指導力向上に努めた ○ICT機器の導入により、家庭でのICT機器の使用について、家庭学習の手引きを改訂した ○ざおう学びセンターは、不登校児童生徒等の自立及び学校生活への自発的な復帰を促すため、これらの児童生徒及びその保護者に対する教育相談、生活指導等の支援を行った ○中学校1年生の標準学力調査の英語では全国平均を大きく上回る数値を残しており、小学校での英語教育が身についている。また、国際オンライン交流を毎年実施し、身についた英語が海外の人にも通じることが分かり、学びの喜びにもつながっている ○生徒及び教員にICT機器を配備し授業で活用するとともに、教科書や教師用指導書をデジタルコンテンツにすることで利活用できる場面を増やし、情報教育を推進した ○小学校区ごとにこども110番の旗を配布し、登下校時の児童の安全確保を図った	■講座参加者が固定化されている。また、参加者が少ないため、町民のニーズに合った講座内容を検討する必要がある ■ボランティア登録者の年齢層が上がっているが、後継者が見つからない分野の支援も多く、ボランティア登録者数の増加等が課題となっている ■宮城県総合教育センターによる学校サポート事業は令和6年度までで終了する予定 ■持ち帰り学習の活用頻度が学校ごとに差がある

基本目標4 子どもの人権擁護と安全・安心の確保

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○ヤングケアラー支援について関係機関と連携し、早期発見、早期対応できるよう連絡調整会議を庁舎内に設置した ○子ども家庭総合支援拠点を令和4年10月に設置した(法改正により、令和6年4月1日設置のこども家庭センターに拠点の機能を移した) ○母子・父子家庭等、対象となる方に対して医療費助成を行い、適切な受診機会の確保及び経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援した ○障がい児通所支援は、年々利用者数が増加している。町内や近隣市町に事業所が増えており、保護者の事業所選択の幅が広がり、利用しやすくなった ○放課後等デイサービスの利用者数増加に伴い、日中一時支援の併用利用者も増えており、両サービスを併用することで、障がい児の保護者の負担軽減につながった ○障がい児の保育に関して、支援員を配置し子どもの成長に合わせた生活ができるよう補助を実施した ○町営住宅入居予定者の決定の特例制度を継続して実施することで、配偶者のいない子育て世帯の優先的な住居確保につながった ○交通安全教育として、幼児及び小学生、保護者に対しては交通安全の呼びかけ及び啓発リーフレットの配布を行った。また、各小学校では交通安全教室を主催し、交通指導隊の指導を受けることで、交通安全意識の向上を図った ○交通安全意識及びマナー向上のため、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動期間中に広報車による広報を実施した。また、広報誌等に交通安全に関する記事を掲載し、交通事故防止に努めた	■取組に携わる人材が不足している。適正な専門職の人員配置が必要 ■サービス提供事業所が増えている一方で、障害児計画相談を行う事業所が足りておらず、サービス利用計画作成に時間を要している ■入居申込に対する抽選時の倍率優遇制度のため、優先対象世帯が必ず入居できる仕組みではない点が課題となっている ■現状では子どもが被害を受ける大きな事故はないが、想定外の事故が起きないように危険か所を洗い出し、事故の発生を未然に防止する必要がある。また、幼稚園及び認定こども園に対しても、交通安全教室の主催を働きかける必要がある ■広報車による広報を、年間を通して実施することができなかった

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題等
○幼稚園・保育所等の新入園児及び小学校入学児童に対して、黄色い帽子等の交通安全物品を計画通りに配付した ○交通安全施設等については、危険か所の指摘があった場合、迅速に調査を実施し、必要性に応じて交通安全施設の修繕工事及び設置工事等を実施した ○新入学児童に対して防犯ブザーを配付するとともに、防犯協会及びPTA、防犯実働隊の協力を受け、随時のパトロールを実施し、子どもの安全確保に貢献した ○自主防犯及び地域ぐるみの防犯に関する啓発チラシを全戸配布及び各種団体の会議等にて配布した ○防犯灯の新規設置及び修繕工事は各行政区及び防犯協会が随時実施しており、町管理の防犯灯及び道路灯の修繕工事についても迅速に実施した。また、防犯灯が故障した場合に備え、予備の防犯灯を町で購入して各行政区及び地区防犯協会へ無償で配布することを継続している	

6. 蔵王町の子ども・子育て支援の課題

■少子化が進む中での子育て支援の推進

ここ数年は出生数が大きく減少しており、町の総人口も引き続き減少していくと見込まれています。そのため少子高齢化がより一層進行していくことから、少子化対策は喫緊の課題といえます。

我が国全体で少子高齢化が進行している中での近年の物価高騰等があり、社会的な要因も子育て世帯の生活に大きな影響を与えています。こうした状況においても、安心して子どもを生み育てていけるよう、多様な子育て支援策の充実を図るとともに、地域における子育てへの理解や支え合いの意識の醸成に努めていくことが求められます。

■多様な子育て支援サービスの提供

近年は就労している女性が増加しており、子どものいる共働き世帯も一定数みられることから、柔軟な就労や希望する生活スタイル、ワーク・ライフ・バランスが実現されるよう多様な子育て支援サービスを提供することが重要です。加えて、子育て支援サービスの利便性向上を図ることで、子どもと保護者の生活が満ち足りたものとなるよう努めることも大切です。

■適切なサービス提供体制の構築

子育て支援サービスによって利用者数に差がみられるため、利用状況に見合った適切な提供体制を構築し、実施時期と合わせて適切な確保方策を設定できるよう努めることが求められます。

また、少子化の進行により、実施している子育て支援サービスが現在の形で実施することが難しくなることも予想されるため、提供内容や実施体制等について柔軟に対応できるよう準備をしていくことも重要です。

■安心して子育てができる環境の構築

乳幼児や妊婦の健康づくり及び相談支援・情報提供体制の充実等、第2期計画では様々な取組を推進してきており、ある程度の成果がみられました。今後も引き続き、保護者が安心して子育てできるよう支援の充実を図ることが大切です。

また、第2期計画の期間は新型コロナウイルス感染症の拡大があったため、取組によっては計画通りに実施できないものもありました。さらに、近年は各地で大規模な自然災害が発生していることもあり、今後に向けて災害や感染症等への対策を準備しておくことも重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の上位計画である「第五次蔵王町長期総合計画」は、基本理念として「郷土愛の醸成」と「町民力の結集」、「結いの精神」、「助け合い」の4つを掲げ、まちの未来像として「ずっと愛にあふれるオンリーワンなまち・ざおう」を目指しており、町民みんなが活躍して地域を活性化し、町への誇りと愛着を感じることができるまちづくりに取り組んでいます。

また、「第五次蔵王町長期総合計画」の「後期基本計画」では、保健・医療・福祉分野の基本方針「健やかなまちづくり」において結婚・出産・子育て支援の充実や、教育・文化・スポーツ分野の基本方針「学び楽しむまちづくり」において幼稚園教育の推進、学校教育の充実、就学支援の推進といった子どもと子育て家庭に向けた施策を推進しています。

本計画においては、「第五次蔵王町長期総合計画」及び「後期基本計画」の考え方や施策を踏まえていくこととなりますが、それだけでなく、こども基本法とこども大綱で示された、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指すことも重要となります。

地域の多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ協働し、地域ぐるみで子どもや子育て家庭に妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、子どものより良い育ちや保護者としての成長を促すとともに、質の高い教育・保育の確保や多様な子育て支援サービスの充実を図っていくため、本計画は第1期計画と第2期計画の基本理念と施策を引き継ぐとともに、より発展させていけるよう取り組んでいきます。

【基本理念】

子どもを生み育てることを喜び、
悩みをともに分かち合い、支えあえるまち

2. 次世代育成支援の基本目標

基本目標1 地域における子育て支援の充実

地域の子育て家庭の不安や負担感、孤立感等を和らげ、保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、相談支援や保育サービスの充実、集いの場及び世代間や親子の交流機会の創出、子育てに携わる人々のつながりづくり、児童の健全育成や経済的支援の充実等に努め、地域ぐるみで子育て支援に取り組みます。

基本目標2 乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

子どもを安心して産み育てるとともに、子どもが健やかに育っていけるよう、母親の妊娠・出産期から母子を対象とした健康診査や健康相談を切れ目なく実施します。また、食育の推進や思春期対策の充実、小児医療に対する助成の実施等、健康の確保につながる取組も引き続き実施していきます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

小学校就学後は心身の成長が著しい時期でもあるため、学校や家庭における学習環境の整備やいじめ及び不登校等への支援の充実、有害環境対策の推進等を図ります。また、子どもが次代の親として成長していけるよう、多世代との交流を始めとした多様な経験・体験ができる機会の創出に努めます。

基本目標4 子どもの人権擁護と安全・安心の確保

子どもを自立した個人として捉え、その人権を擁護するため、児童虐待の防止対策の充実を図るとともに、ひとり親家庭や障がい児への支援、住居の確保対策等を推進します。また、子どもが地域で安全にかつ安心して暮らしていけるよう、防犯対策や交通安全対策についても取り組みます。

3. 施策体系

【基本理念】

子どもを生み育てることを喜び、悩みをともに分かち合い、支えあえるまち

子ども・子育て
支援事業

1. 児童人口の推計
2. 教育・保育提供区域の設定
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策
4. 教育・保育の一体的提供と推進体制
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

次世代育成支援

【基本目標1 地域における子育て支援の充実】

- 1-1. 地域における子育て支援サービスの充実
- 1-2. 保育サービスの充実
- 1-3. 地域における子育て支援のネットワークづくり
- 1-4. 児童の健全育成の取組の推進
- 1-5. 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進
- 1-6. 子育てにかかる経済的な負担に対する支援
- 1-7. 職業生活と家庭生活の両立の推進

【基本目標2 乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進】

- 2-1. 子どもや母親の健康確保
- 2-2. 「食育」の推進
- 2-3. 思春期対策の充実
- 2-4. 小児医療の充実

【基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備】

- 3-1. 次代の親の育成・家庭や地域の教育力の向上
- 3-2. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備
- 3-3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【基本目標4 子どもの人権擁護と安全・安心の確保】

- 4-1. 児童虐待防止対策の充実
- 4-2. ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 4-3. 障がい児施策の充実
- 4-4. 良質な住宅の確保
- 4-5. 子どもの防犯対策・交通安全確保の推進

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 児童人口の推計

住民基本台帳の人口データを用いたコーホート変化率法による児童人口の推計結果は以下の通りです。

第2章の人口推計結果では総人口の減少が続くと見込まれていますが、児童人口も同様に減少傾向で推移する見込みとなっています。

(人)

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	38	36	34	32	32
1歳	32	38	36	34	32
2歳	37	32	38	36	34
3歳	50	38	33	39	37
4歳	62	52	40	34	40
5歳	55	61	51	39	33
6歳	61	55	61	51	39
7歳	63	60	54	60	50
8歳	78	66	63	57	63
9歳	84	77	65	62	56
10歳	80	85	78	66	63
11歳	86	81	86	79	67
合計	726	681	639	589	546

※各年3月31日時点

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

■教育・保育提供区域

全町で1区域

3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

3-1. 認定区分について

子ども・子育て支援事業計画では、子どもの年齢と保育の必要性に基づいた「教育・保育給付認定区分」と、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う「施設等利用給付認定区分」が設定されています。内容は以下の通りです。

■教育・保育給付認定区分

認定区分		対象	利用先
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望する子ども	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望する子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

■施設等利用給付認定区分

認定区分	対象	利用先
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定・新3号認定対象以外の子ども	幼稚園(子ども・子育て支援新制度未移行等) 特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の4月1日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望する子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号認定、年少児からは新2号認定)
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもであって、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望し、かつ、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯である子ども	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児までは新3号認定、3歳児からは新2号認定)

3-2. 教育・保育等の量の見込みの算出方法

教育・保育等の量の見込みの推計については、国の示す標準的な考え方を踏まえたうえで、より地域の実情を反映した推計とするため、児童人口の実績値及び将来推計値と各事業のこれまでの利用状況等に基づいた推計結果をベースとして、事務局及び蔵王町子ども・子育て会議において調整・審議して最終的な量の見込みを設定しました。

1. 児童人口の将来推計を算出します。

2. 児童人口の実績値に対する各事業の利用状況から、各事業の利用率を算出します。

3. 児童人口の将来推計値と各事業の利用率を掛け合わせ、基準となる量の見込みを算出します。

4. 基準となる量の見込みを基に、国の示す標準的な考え方や地域の実情等を踏まえて審議・調整を行い、最終的な量の見込みを設定します

3-3. 量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育に関する事業

【1号認定の量の見込みと確保方策】 (人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
	量の見込み(A)	19	17	16	15	14
確保方策	教育・保育施設	65	60	55	55	55
(B)	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	過不足(B-A)	46	43	39	40	41

【2号認定(教育希望)の量の見込みと確保方策】 (人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
	量の見込み(A)	15	7	5	4	4
確保方策	教育・保育施設	15	15	10	10	10
(B)	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	過不足(B-A)	0	8	5	6	6

(2) 幼児期の保育に関する事業

【2号認定の量の見込みと確保方策】 (人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		105	105	101	100	100
確保方策 (B)	教育・保育施設	105	105	105	105	105
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
過不足(B－A)		0	0	4	5	5

【3号認定(0歳)の量の見込みと確保方策】 (人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		15	15	15	15	15
確保方策 (B)	教育・保育施設	15	15	15	15	15
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
過不足(B－A)		0	0	0	0	0

【3号認定(1歳)の量の見込みと確保方策】 (人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		30	30	30	30	30
確保方策 (B)	教育・保育施設	30	30	30	30	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
過不足(B－A)		0	0	0	0	0

【3号認定(2歳)の量の見込みと確保方策】 (人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		30	30	30	30	30
確保方策 (B)	教育・保育施設	30	30	30	30	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
過不足(B－A)		0	0	0	0	0

【3歳未満児の保育利用率】

(人、%)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3歳未満児の総数(A)	107	106	108	102	98
確保方策(B)	75	75	75	75	75
保育利用率(B/A)	70.1	70.8	69.4	73.5	76.5

3-4. 各事業の推進の方向性

(1)幼稚園

小学校就学前の3～5歳児に向けた教育を行います。宮幼稚園が宮保育所と、永野幼稚園が永野保育所と統合し認定こども園になったため、町内の幼稚園は遠刈田幼稚園の1園となります。

【今後の方向性】

3～5歳児の教育(3年保育)を実施し、幼児教育の充実を図り、令和7年度から、おおぞらこども園で調理した手作りの給食を配送し提供します。

また、こども園との統廃合について、必要性も含め探求していきます。

(2)認定こども園

保育所と幼稚園の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を行います。

【今後の方向性】

令和5年度からおひさまこども園、令和7年度からはおおぞらこども園が開園し、2園体制となり、0歳児から5歳児までの乳幼児が利用できる施設になりました。就労の有無を問わず利用できる施設として、幼児教育・保育の充実を図ります。

(3)認可外保育施設

国の規定した設置基準に満たないものの、県で定める基準を満たした保育施設です。

【今後の方向性】

保育を必要とする乳幼児の保育や、預かり保育等を実施します。

4. 教育・保育の一体的提供と推進体制

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる教育・保育を一体的に提供できる施設です。蔵王町では2つの幼稚園と2つの保育所を統合し、おひさまこども園とおおぞらこども園を整備しました。

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。発達段階に応じた質の高い教育・保育や地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、幼稚園教諭や保育教諭等の合同研修の開催や関係機関との連携を強化していきます。

また、障がいのある子どもや外国にルーツを持つ子ども等、配慮が必要な子どもが教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を利用できるよう、体制づくりに努めます。

さらに、幼児期の教育・保育と小学校との円滑な接続のため、引き続き、幼こ児小連絡会において連携強化のための取組を展開していきます。

■発達や学びにおける「連続性」に対する取組について(蔵王町幼こ児小連絡会)

接続・連携	取組主体		取組内容
教育・保育施設等から小学校への接続	幼こ児小連絡会	小学校	○教員の幼稚園・こども園の保育参観及び情報交換
		児童館	○幼稚園・こども園・児童館職員の小学校の授業参観及び情報交換
		幼稚園	○小学校行事への参加(運動会・給食体験・小学校探検等)
		こども園	○スタート・アプローチカリキュラムの活用 ○年度末の幼稚園・こども園と小学校の引き継ぎ ○児童館と小学校の情報交換

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

5-1. 利用者支援事業

【基本型】

児童またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を行うものです。

【地域子育て相談機関】

児童またはその保護者にとって敷居が低く、物理的にも近距離である場所で、子育て世帯の相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供し、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことを目的とした機関です。

【特定型】

待機児童の解消を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援を実施するものです。

【こども家庭センター型】

母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対し、切れ目なく総合的・専門的な相談や支援を実施するものです。

【今後の方向性】

子育て支援センター等と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない総合的相談や支援を実施します。

(か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み (A)	基本型	0	0	0	0	0
	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保 方策 (B)	基本型	0	0	0	0	0
	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

5-2. 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、通常の保育時間の前後に延長して保育を行うものです。(11時間を超えるもの)

【今後の方向性】

住民ニーズと子どもの状況を考慮したうえで、検討していきます。

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	0	0	0	0	0
確保方策(B)	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

5-3. 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図るものです。

【今後の方向性】

小学校区ごとに設置している児童館(5館)において、就学している児童を対象として、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図ります。

また、放課後児童クラブの施設整備や学校校舎内における放課後児童クラブの整備推進、ICT化の推進による職員の業務負担軽減等に向け、検討していきます。

(人、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	1年生	38	34	38	32	24
	2年生	34	32	29	32	27
	3年生	36	31	29	27	29
	4年生	32	29	25	23	21
	5年生	22	24	22	18	18
	6年生	17	16	17	15	13
	合計(A)	179	166	160	147	132
方確 策保	人数(B)	240	240	240	240	240
	施設数	5	5	5	5	5
過不足(B-A)		61	74	80	93	108

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和11年度までの目標事業量

(校)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
連携型	2	2	2	2	2
校内交流型	3	3	3	3	3

■放課後子ども教室の令和11年度までの実施計画

(校、%)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
学校数	5	5	5	5	5
実施数	5	5	5	5	5
開設割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携型・校内交流型の推進に関する具体的な方策及び学校施設の活用に関する具体的な方策

本町では放課後児童クラブを児童館で実施していることから、放課後子ども教室を児童館で行う「連携型」として放課後子ども教室コーディネーターと放課後児童クラブ支援員が連携し、地域の特性を生かしながら多様な体験・活動を楽しむことができるプログラムを町内全小学校区にて実施しています。

また、学校施設の活用に関しては、必要に応じて小学校の余裕教室の利用等を検討し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、引き続き取り組んでいきます。

■放課後児童対策に係る教育委員会との具体的な連携方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の所管部局が連携して事業の実施に取り組めます。

■特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童への対応として、該当する児童の人数や介助の程度により、必要な人数の支援員等を加配して対応します。

5-4. 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に、児童養護施設等の保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行うものです。

【今後の方向性】

核家族、ひとり親家庭の増加により親族の協力が得られない家庭を見込んで、施設の利用を紹介する等、相談支援に努めます。

■ショートステイ

(単位:人日/年、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		7	7	7	7	7
確保 方策	延べ人数(B)	7	7	7	7	7
	実施か所数	1	1	1	1	1
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

■トワイライトステイ

(単位:人日/年、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		7	7	7	7	7
確保 方策	延べ人数(B)	7	7	7	7	7
	実施か所数	1	1	1	1	1
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

5-5. 地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の支援を目的に、親子の交流の場の提供と促進や子育て等に関する相談・支援の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等の実施を行う拠点です。

【今後の方向性】

子育て支援センターを中心に、各地区5児童館とも連携を図り、対応していきます。在宅の親子の減少から利用者数は減ることが予想されますが、子育て親子が安心して過ごせる場を引き続き提供していきます。こども家庭センターとも連携していきます。

(人回／月)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	72	71	73	68	66
確保方策(B)	72	71	73	68	66
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

5-6. 一時預かり事業

【幼稚園型（幼稚園在園児を対象とした定期的な預かり）】

幼稚園・認定こども園において、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する子どもに向けて実施される預かり保育事業です。

【幼稚園型を除く】

幼稚園・認定こども園の在園児以外に実施される預かり保育で、保育所やファミリー・サポート・センター等における預かり保育事業です。

【今後の方向性】

幼稚園型は遠刈田幼稚園で実施します。土曜日も実施しています。

それ以外の一時預かりは、現在、一時預かり保育を実施する体制が整っていないため、ざおう子育てサポート事業で対応していきます。

(人日／年)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	幼稚園型	3,840	2,880	2,400	2,400	2,400
	2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0
	合計(A)	3,840	2,880	2,400	2,400	2,400
確 保 方 策	幼稚園型	3,840	2,880	2,400	2,400	2,400
	2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0
	合計(B)	3,840	2,880	2,400	2,400	2,400
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

5-7. 病児・病後児保育事業

疾病回復期にある児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育を行うものです。家庭または保育士、看護師その他の者の居宅において適当な設備を備える等により保育を行う「派遣型」と、保育所その他施設、病院または診療所において適当な設備を備える等により保育を行う「施設型」があります。

【今後の方向性】

利用意向はあるものの、小児科医師等の確保や施設整備の問題があり実施が難しい状況にあります。病後児保育については、引き続きざおう子育てサポート事業で対応していくとともに、今後の実施について検討していきます。

(人日／年、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		0	0	0	0	0
確保 方策	延べ人数(B)	0	0	0	0	0
	実施か所数	0	0	0	0	0
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

5-8. ファミリー・サポート・センター事業

地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となった組織による事業です。

【今後の方向性】

利用者が少ないため、利用希望がある場合はざおう子育てサポート事業で対応していきます。

(人日／年)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	小学1～3年生	0	0	0	0	0
	小学4～6年生	0	0	0	0	0
	合計(A)	0	0	0	0	0
確保方策(B)		0	0	0	0	0
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

5-9. 妊婦健康診査事業

妊婦の健康と、子どもの健やかな成長・出産を応援するために、妊婦健康診査の費用を助成するものです。

【今後の方向性】

妊婦が安全で安心して出産に臨めるよう周産期医療や精神科医療と連携して、保健指導や情報提供を行います。

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	33	31	29	28	28
確保方策(B)	33	31	29	28	28
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

5-10. 乳児家庭全戸訪問事業

保健師または助産師が家庭を訪問し、生後4か月までの乳児の健康管理や育児への不安や悩み、育児について相談を行う事業です。

【今後の方向性】

母子保健施策と連携して子育てを支援していきます。

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	33	31	29	28	28
確保方策(B)	33	31	29	28	28
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

5-11. 養育支援訪問事業及びその他要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【今後の方向性】

母子保健施策や関係機関との連携強化を図り、支援が必要な子どもや家庭への支援を実施していきます。

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	25	25	25	25	25
確保方策(B)	25	25	25	25	25
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

5-12. 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【今後の方向性】

核家族、ひとり親家庭の増加により子育てに不安や負担を抱えた家庭を支援できるよう令和7年度から事業開始し、関係機関と連携していきます。

(人日/年)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	14	14	14	14	14
確保方策(B)	14	14	14	14	14
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

5-13. 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うものです。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【今後の方向性】

児童の状況に応じた支援を包括的に行えるよう、関係機関と連携していきます。

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	0	0	0	0	0
確保方策(B)	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

5-14. 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【今後の方向性】

ペアトレーニング等の研修を受けた職員や民間事業者の活用等を検討していきます。

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	3	3	3	3	3
確保方策(B)	3	3	3	3	3
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

5-15. 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を実施し、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行い、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

妊娠期からのセルフプラン・サポートプランで母子保健サービス・児童福祉サービスを享受できるよう相談支援に取り組んでいきます。

(人、回)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	妊婦の人数	33	31	29	28	28
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	合計面談回数(A)	99	93	87	84	84
確保 方策	こども家庭センター	99	93	87	84	84
	上記以外	0	0	0	0	0
	合計(B)	99	93	87	84	84
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

5-16. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、教育・保育給付を受けていない者を対象として、月一定時間までの枠の中で、時間単位で柔軟に通園できる事業です。

【今後の方向性】

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を実施していきます。

(人日／年)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	量の見込み(A)	0	12	12	12	12
	確保方策(B)	0	20	20	20	20
	過不足(B-A)	0	8	8	8	8
1歳	量の見込み(A)	0	24	24	24	24
	確保方策(B)	0	30	30	30	30
	過不足(B-A)	0	6	6	6	6
2歳	量の見込み(A)	0	24	24	24	24
	確保方策(B)	0	30	30	30	30
	過不足(B-A)	0	6	6	6	6

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる予定です

5-17. 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【今後の方向性】

誰もがより安心・安全な子育て環境を整えられるよう支援していきます。

(人日／年)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	宿泊(ショートステイ)型	3	3	3	3	3
	通所(デイサービス)型	3	3	3	3	3
	居宅訪問(アウトリーチ)型	4	4	4	4	4
	合計(A)	10	10	10	10	10
確 保 方 策	宿泊(ショートステイ)型	3	3	3	3	3
	通所(デイサービス)型	3	3	3	3	3
	居宅訪問(アウトリーチ)型	4	4	4	4	4
	合計(B)	10	10	10	10	10
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

5-18. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

経済的不安や負担を抱えた家庭を支援できるよう検討していきます。

(人／年)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	0	0	0	0	0
確保方策(B)	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

第5章 分野別施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実

1-1. 地域における子育て支援サービスの充実

事業名等	事業内容等	主体
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、助産師及び保健師による家庭訪問(新生児訪問)を実施し、身体や精神面での相談を受ける等、母性及び乳児の健康保持及び増進を図ります。	子育て支援課
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要である家庭に訪問し、養育の安定や改善を図り、健やかな子どもの育成、虐待の予防につながるよう支援します。 引き続き、こども家庭センターで支援対象家庭の把握や支援体制について検討していきます。	子育て支援課
ぎょう子育てサポート事業	協力会員と依頼会員による相互援助事業で、子育て家庭における子どもの一時預かりや育児に関する相談等を行うことにより、地域の中で安心して子育てができる環境を整えます。今後も事業の周知を図り、協力会員の増加と保護者の多様なニーズに対応していきます。 預かる子ども:生後3か月の乳児から小学校6年生 預かる時間:8時から18時までの必要な時間 (その他の時間は相談によります。) 料金:1人1時間500円	子育て支援課
子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	親子で自由に過ごせるふれあい広場、年齢に合わせた親子遊びや子育て講習会等の行事、子育てについての相談や情報提供等を実施します。 地域の親子が気軽に集って語り合える交流の場を提供しており、繰り返し利用してもらえるよう、引き続き、安心して過ごせる環境や相談しやすい雰囲気づくり等に努めます。	子育て支援課
子育て広場事業	5地区の児童館において、子育て中の親子が気軽に集い相互に交流を図る子育て広場の充実に向けて支援し、地区の枠を超え親子で楽しく活動できる機会づくりに取り組んでいきます。 また、健診等の機会を活用し、未就学児の遊び場利用についての周知を行い、これまで以上に集まりやすい環境や雰囲気づくりに努めていきます。	児童館

1-2. 保育サービスの充実

事業名等	事業内容等	主体
通常保育事業	保護者が就労している等、保育を必要とする乳幼児を認定こども園で受け入れ、家庭や地域社会と連携をとりながら乳幼児の健全な心身の発達を図ります。 おひさまこども園とおおぞらこども園2か所において、6か月児から5歳児の受け入れを実施しています。 開園時間：7時30分から18時30分 保育時間：7時30分から18時30分	認定こども園
延長保育事業	住民ニーズと子どもの状況を考慮したうえで検討していきます。また、事業を実施する中での職員の負担軽減にも取り組みます。	認定こども園
休日保育、 夜間保育、 病児・病後児保育	休日、夜間、病児・病後児保育は実施していませんが、病後児保育については「ざおう子育てサポート事業」で対応が可能（病気が回復期で協力会員が預かり可能な場合）な際は、預かりを実施します。	子育て支援課
幼稚園における 預かり保育	遠刈田幼稚園において、幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後に、預かり保育を実施していきます。 さらに、土曜日、長期休業期間も対応していきます。	幼稚園
放課後児童健全育成 事業 (放課後児童クラブ)	小学校区ごと5か所の児童館において、保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、生活の場や遊びを提供し、健全な育成を図ります。 学校課業日：授業終了後から18時 学校休業日：8時30分から18時 土曜日：8時から18時 (内容によって、18時30分までの延長利用、早朝利用が可能)	児童館
放課後子ども教室	放課後や週末等に児童館や小学校の空き教室を活用し、地域の大人に企画・運営・参加してもらい、全ての子どもを対象に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の機会を提供し、その健全な育成を図ります。 今後に向けては、地域ごとの実施数を均一にするため、関係各所との連絡調整等を密に行います。	生涯学習課

1-3. 地域における子育て支援のネットワークづくり

事業名等	事業内容等	主体
ネットワークづくり	庁内の関係各課と連携し、子育て支援に関わっている関係機関や団体等が情報提供・収集できる機会をつくり、情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。	子育て支援課
子育て支援の啓発活動	地域全体で子育てしようとする意識啓発に努めます。 今後は、児童数の減少を踏まえた活動内容等を検討していきます。 ・地域組織活動連絡協議会(母親クラブ) ・子ども会育成会	子育て支援課 生涯学習課
子育て情報の提供	地域の中で子育て支援に関わっている関係機関や団体等と連携して、地域の子育て支援に関する情報を収集します。 その情報を、子育て家庭が気軽に入手できるよう、母子手帳アプリやホームページ、おたより等を活用した情報発信体制の整備に努めます。	子育て支援課
子育てサポーターチーム「すまいるハート」の活動支援	子育てサポーター養成講座で習得した知識や自身の子育て経験を生かしながら、子育て中の親を応援し、家庭教育支援に関する事業の企画・運営を行い、親の学びと子育てに関する学習機会を提供します。 今後も引き続き、子育てサポーターそれぞれの能力や性格を把握し、活躍の場を提供できるよう関係機関等との連携を図っていきます。	生涯学習課

1-4. 児童の健全育成の取組の推進

事業名等	事業内容等	主体
児童健全育成事業	児童館において、健全な遊びを通じた児童の心身の成長、育成の支援と、母親クラブや子ども会育成会等の地域活動を支援します。	児童館
地域組織活動(母親クラブ)育成事業	地域における親子及び世代間交流、文化活動、児童養育に関する研修活動、児童の事故防止活動等、児童福祉の向上に寄与する地域組織活動の促進を図るため、児童館を拠点に5つの母親クラブの活動を支援します。	児童館
子ども会育成会事業	子ども会インリーダーとしての集団生活のルールやマナー、助け合いの精神を学びます。 子ども会を指導するジュニア・リーダー、成人指導者の知識、技術の習得を図り、子ども会活動の支援を促進します。 今後は地域を含めて、関係機関・団体等との連携をさらに深め、粘り強く活動を継続していきます。 ・インリーダー合宿研修会、ジュニア・リーダー研修会	生涯学習課 児童館

1-5. 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進

事業名等	事業内容等	主体
世代間交流活動	子育て支援に関する施策を実施している関係機関や子育て支援に関わっている団体等で地域の高齢者が参画する活動を展開し、地域に伝わる伝承遊びや伝統行事、ものづくり体験や会食を通じて交流を図るとともに、後継者や担い手の育成につなげていきます。また、地区公民館事業として実施できるよう検討していきます。	幼稚園 学校 児童館 生涯学習課

1-6. 子育てにかかる経済的な負担に対する支援

事業名等	事業内容等	主体
児童手当給付事業	子育て家庭の経済的支援をすることにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的に、高校生年代までの子どもを養育する者に対して手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当給付事業	父または母と生計を同じくしていない子どもを育てる家庭の生活安定と自立促進を目的に手当を支給します。今後は申請等の利便性向上に努めます。	子育て支援課
特別児童扶養手当給付事業	精神または身体に障がいのある20歳未満の児童の福祉向上を目的に手当を支給します。今後は申請等の利便性向上に努めます。	子育て支援課
要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して援助をして、就学の環境を整えます。(学用品及び通学用品費・新入学児童生徒学用品費・学校給食費等)	教育総務課
出産・子育て応援給付金事業	安心して出産・子育てができるように、一貫した相談体制と必要な支援につなげる「伴走型相談支援」とともに、経済的支援として出産・子育て応援給付金を支給します。 母子健康手帳の交付時に保健師と面談後、出産応援給付金を支給、出産後の新生児訪問時に助産師や保健師と面談後、子育て応援給付金を支給します。	子育て支援課
すこやか養育支援事業 ※町単独事業	子どもの出生を祝福し、健全なる育成と、子育て世代の定住促進・地域の活性化を促すことを目的に、第3子目から助成金を支給します。 6か月以上町内に住所を有し、定住を前提にする保護者が出生した場合、町内に住所を有しているときに出生した子の人数が3人以上であるときは40万円を支給します。	子育て支援課
あったか支援事業 ※町単独事業	父もしくは母がいない児童及びこれに準ずる事情にある児童について、支援金(年額5万円)を支給し、児童の健全な育成と福祉の向上を図ります。 児童とは、12歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子で、蔵王町内に引き続き1年以上居住している者です。	子育て支援課

事業名等	事業内容等	主体
幼児教育・保育にかかる給食費無償化事業 ※町単独事業	町立の幼児教育・保育施設を利用する、町内に住所を有する3歳児から5歳児の給食費(おやつ代を除く)を無償化し、経済的な負担軽減に努めます。	子育て支援課
待機児童対策事業	保育の必要性がある、0歳児から2歳児のお子さんがある幼児保育無償化対象外の家族(市町村民税課税世帯)を対象に、町内の認可外保育施設を利用した場合にかかる保育料の補助を行い、経済的な負担軽減に努めます。	子育て支援課

1-7. 職業生活と家庭生活の両立の推進

事業名等	事業内容等	主体
普及・啓発活動の実施	性別に関わらず、それぞれが責任を担い、協力しながら職業生活と家庭生活を両立できる社会を目指し、情報提供を行う等、普及・啓発活動を実施します。	子育て支援課 まちづくり 推進課

基本目標2 乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

2-1. 子どもや母親の健康確保

事業名等	事業内容等	主体
母子健康手帳交付	妊娠期より、保健師等の相談機関を知ってもらい安心して出産・育児ができるよう、また健康管理に努められるよう、母子健康手帳を交付し相談を受け必要な支援をします。 毎週月曜日	保健福祉課
妊婦一般健康診査 (医療機関委託)	妊婦健診(14回)の助成を行い、妊婦期の健康管理に努め、安全な出産を支援します。 助成券:初回25,790円、12~35週6,500円×9回、36~39週8,500円×4回	保健福祉課
新生児訪問事業	生後28日までを目安に新生児家庭へ訪問し、養育上必要な事項を指導し、適切な保育を促します。 産婦については、産後の身体的、精神的健康管理を図るとともに安心した気持ちで育児ができるよう支援します。	保健福祉課
乳児健康診査 (医療機関委託)	2か月児と8~9か月児の健康診査無料受診券を交付し、医療機関において乳児の疾病等の早期発見を行い、乳児の健康の保持及び増進を図ります。 母子健康手帳交付時や、3~5か月児健康診査時に全員に声がけする等、周知を図り受診率の向上を目指します。	保健福祉課
3~5か月児健康診査	身体発育、精神・運動機能発達について健診し、疾病等の早期発見、発育、栄養、生活、育児について適切な指導を行い、乳児の健康の保持及び増進を図ります。今後に向けて、効率的な実施体制の構築に努めます。 年6回	保健福祉課
1歳6か月児健康診査	身体発育、精神発達について健診し、疾病等の早期発見、適切な指導を行い幼児の健康の保持・増進を図ります。 年4回	保健福祉課
2歳6か月児 歯科健康診査	主に歯及び口腔内疾病の早期発見、早期治療を促し、フッ化物の無料塗布等で幼児の歯の健康増進を図るとともに、生活習慣の自立や幼児の栄養、育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。 年4回	保健福祉課

事業名等	事業内容等	主体
3歳6か月児健康診査	幼児期の身体発育、精神発達について健診し、疾病等の早期発見、適切な指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。 年4回	保健福祉課
妊婦・乳幼児健康相談	来所者の希望に応じて、体重計測、個別相談(発達、栄養、育児、予防接種、歯磨き等)その他遊び場・情報交換の場を提供し子育て支援を行います。 今後は、子育てほっとサロンの参加者に妊婦も含め、気軽に参加できる体制を構築します。 年10回(子育てほっとサロン)	子育て支援課
幼児健診 フォローアップ	各種健診・相談等において発達の経過観察が必要な幼児や、育児不安を抱える保護者等を対象として、個別相談を行い支援していきます。	保健福祉課
産後ケア	出産後1年未満の産後ケアを必要とする者を対象に、身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。	保健福祉課

2-2.「食育」の推進

事業名等	事業内容等	主体
食育推進事業	「第2期蔵王町食育推進計画」(平成30年度から令和9年度)に基づき、蔵王町の豊かな自然を生かし、子どもから大人まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事作り等の体験活動等を、より広い世代に向けて展開できるよう、家庭や学校、地域、関係機関が連携し取組を推進します。 ・蔵王の食や健康に関する正しい知識、望ましい食習慣を身につけ健康な食生活を実践できる。 ・家族や仲間と一緒に食事や料理を楽しみ、人とのつながりを深める。 ・食の安全のための知識を身につけ、食材を選び食べる。 ・地元の食材を使った食文化を学び伝える。 ・心身の健康と、豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育む。 スローガン:「30(ごおう)日は、蔵王ごはん、家族団らん」	保健福祉課

2-3. 思春期対策の充実

事業名等	事業内容等	主体
思春期保健対策	町内の学校において、「生」について理解を深め、「性」に関する正しい知識の普及に努めます。	教育総務課 保健福祉課

2-4. 小児医療の充実

事業名等	事業内容等	主体
子ども医療費助成事業	子どもの医療費の自己負担分を助成することにより、適切な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。 ※出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの。	町民税務課

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

3-1. 次代の親の育成・家庭や地域の教育力の向上

事業名等	事業内容等	主体
中高生と乳幼児のふれあい体験	中高生を対象とした認定こども園等でのふれあい体験の機会をつくり、児童の健全育成に努めます。	生涯学習課
地域・家庭と学校との連携協力による学校の活性化	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の推進:地域社会からの支援・協力を得て、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進し、地域社会と一体となって、学校が抱える教育課題に対処していきます。	教育総務課
幼稚園教育プログラムの策定	幼稚園児同士のふれあいを重視し、楽しみ共感しあう体験を推進します。心身の調和と発達段階に応じた社会性と基本的生活習慣を身につけさせます。家庭や地域、幼稚園、認定こども園、児童館、小学校等の連携と充実強化に努めます。	教育総務課
教育講演会	家庭教育力の向上を図るため家庭や親の役割について考える講演会を企画・実施します。今後もニーズに沿ったテーマ設定や周知方法を検討していきます。 (母親クラブ、PTA、子ども会育成会、町教育委員会、青少年育成推進指導員と共催)	生涯学習課
親子による交流・自然体験学習の開催	人や自然とのふれあいを通して人との交流や自然体験の楽しさを知り、命や自然への関心を深め、豊かな感性を身につけることを目的として、親子を対象とした交流や自然体験ができる講座を開催します。 その際、蔵王町にゆかりのある講師を発掘・育成するとともに、一般町民(対象者)の意見を参考にしながら企画・開催していきます。	生涯学習課
公民館事業	教育、学術、文化に関し、楽しめる事業を企画・開催し、教養の向上、健康の増進、豊かな情操を培う機会の充実を図ります。 その際、蔵王町にゆかりのある講師を発掘・育成するとともに、青少年、成人、家庭、女性、高齢者の全年齢層を対象として、人づくりやつながりづくりに資する講座を企画していきます。	生涯学習課

事業名等	事業内容等	主体
地域学校協働活動 推進事業	家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくりを推進して地域の教育力の向上や活性化を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備及び次世代のボランティア登録者の育成を図ります。 家庭教育支援、地域活動支援、学校教育支援、放課後子ども教室に関する事業を展開します。	生涯学習課

3-2. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

事業名等	事業内容等	主体
家庭学習の手引き作成	小・中学生を対象として、時流に即した家庭学習の手引きを作成して配布し、家庭での学習の充実を図ります。	教育総務課
小中学校生徒指導対策	生徒指導問題対策会議を開き、いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の問題行動への対処について考え支援していきます。	教育総務課
教育相談員の配置	教育委員会に教育相談員を配置し、各中学校のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携のもと、よりきめ細やかな指導体制を整えていきます。	教育総務課
心のケアハウス ぎおう学びセンター 「みらい」	不登校等の児童生徒及び保護者に対し教育相談、生活相談及び学習支援等の支援を行い、不登校等の児童生徒の自立及び学校生活への自発的な復帰を促すための施設として、その活動と充実を図っていきます。	教育総務課
英語教育の推進	平成30年度から10年間、文部科学省の「教育課程特例校」に承認されており、「ぎおう英語活動」として英語専科や英語教育指導員、外国語指導助手(ALT)、国際交流員(CIR)を活用して、小学校1年生から授業での英語教育と幼稚園・認定こども園における英語活動の充実を図ります。	教育総務課
情報教育の推進	各小中学校に児童生徒1人1台の情報端末等のICT機器の整備を進め、教育に活用することで情報教育の充実を図ります。今後は、持ち帰り学習に活用できるよう取り組んでいきます。	教育総務課
SOSの出し方教育 「つながるこころの時間」	若年層への自殺予防対策事業として、町内全小中学校の小学6年生と中学1年生を対象に、児童生徒の「自己肯定感を高める」「援助希求を育む」「相談支援のつながりを知る」ことを目的に実施しています。今後も教職員と心理職、町保健師が連携したこの取組を継続していきます。	教育総務課 保健福祉課

3-3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名等	事業内容等	主体
有害情報やいじめに対する環境対策事業	生徒指導の中で、インターネット上の有害情報やいじめに関してのあり方を指導します。スクールカウンセラーにより、生徒、教諭、保護者の相談に応じ、支援していきます。 PTAの会合や講演会、会報等で保護者向けに情報提供及び防止に向けた啓発を継続して実施します。	教育総務課
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	地域ぐるみのスクールガード組織の整備、登下校の安全指導、施設の巡視、安全・防災指導の拡充を図ります。	教育総務課
こども110番の家	住民の協力を得て、通学路沿線の民家に「こども110番の家」ののぼり旗を設置し、防犯意識の啓発及び犯罪の防止を図ります。また、小学校と協力して、緊急避難場所でもある「こども110番の家」の増加に努めます。	教育総務課

基本目標4 子どもの人権擁護と安全・安心の確保

4-1. 児童虐待防止対策の充実

事業名等	事業内容等	主体
要保護児童対策事業 (蔵王町要保護児童 対策地域協議会)	子どもの健やかな成長を願い、各関係機関の連携のもと、虐待予防並びに虐待を受けている要保護児童の早期発見や適切な支援に向けた地域での取組を推進します。また、虐待等に関する研修会を地域で開催することにより早期発見や支援の視点を高めていきます。 今後は、こども家庭センターと連携して家庭支援事業の充実を図り、ケース支援に取り組んでいきます。	子育て支援課
こども家庭センター	保健師等が中心となつて行う各種相談等(母子保健機能)とこども家庭支援員等が中心となつて行う相談等(児童福祉機能)を一体的に行います。相談に対応する援助を行うときは、関係機関が協働して取り組んでいくよう努めていきます。	子育て支援課

4-2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名等	事業内容等	主体
母子・父子家庭 医療費助成事業	母子・父子家庭及び父母のいない18歳までの子どもの家庭の親と子に対して医療費助成を行い、適切な受診機会の確保及び経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。	町民税務課
あったか支援事業 (再掲)	父もしくは母がいない児童及びこれに準ずる事情にある児童について、支援金(年額5万円)を支給し、児童の健全な育成と福祉の向上を図ります。 児童とは、12歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子で、蔵王町内に引き続き1年以上居住している者です。	子育て支援課

4-3. 障がい児施策の充実

事業名等	事業内容等	主体
障がい児通所支援 児童発達支援	障がい児に対して、小集団の中での遊びを通し、子ども自身のもつ成長の可能性を引き出し、日常生活の基本動作の習得や集団生活に適応するための適切な指導及び訓練のサービスを提供します。引き続き、各事業所と連携して、利用者が希望するサービスにつなげられるよう支援していきます。	保健福祉課
障がい児通所支援 放課後デイサービス	就学している障がい児を放課後や長期休業期間に預かり、障がい児とその家族の生活を支援します。引き続き、各事業所と連携して、利用者が希望するサービスにつなげられるよう支援していきます。	保健福祉課
地域生活支援事業 日中一時支援事業	障がい児の居場所と家族の休息を支援するため、日中一時的に預かります。引き続き、利用希望者への情報提供等の支援に努めます。	保健福祉課
障がい児保育事業	幼稚園・認定こども園において、心身に軽度の障がい等を有する子どもを一般の子どもとともに集団の中で保育します。	子育て支援課 教育総務課

4-4. 良質な住宅の確保

事業名等	事業内容等	主体
町営住宅入居予定者の決定の特例	町営住宅の入居申込者のうち20歳未満の子を扶養する寡婦その他の規則で定める者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについて、優先的に入居予定者として決定することができる制度を継続して実施します。	建設課

4-5. 子どもの防犯対策・交通安全確保の推進

事業名等	事業内容等	主体
交通安全教育の推進	幼児及び保護者に対して、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底等、交通安全の呼びかけと啓発リーフレットの配布を行い、交通安全意識の高揚に努めます。 今後は、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を検討するとともに、町民の要望に対して必要な安全措置を講じていきます。	総務課
	幼稚園・認定こども園及び小学校ごとに、警察駐在所員や交通指導隊員の協力を得て、「正しい道路通行や自転車の乗り方」等の交通安全教室を開催するとともに、教育機関に向けて交通安全教室の開催呼びかけを行っていきます。(各園・小学校年1回以上開催)	総務課
交通安全広報の推進	道路交通のマナー向上のために、年間を通して広報車による呼びかけを行うほか、交通安全運動時に広報誌等に記事を掲載し、交通事故防止に努めます。	総務課
交通安全物品の配付	交通安全推進団体と共同で、幼稚園・認定こども園等の新入園児及び小学校新入学児童に交通安全物品の配付を行います。 新入園児 黄色い帽子、リーフレット 新入学児童 黄色い帽子、ランドセルカバー、リーフレット	総務課
交通安全施設等の整備	児童生徒の通学路等の安全点検を実施して、道路標識及び路面標示やカーブミラー等の整備を図ります。	総務課 教育総務課
「こども110番の家」等緊急避難所の設置促進	「こども110番の家」を地域の通学路付近に依頼し、のぼり旗を設置。緊急避難所を知らせるとともに、不審者ガードの効果をもたせる取組を継続して行います。また、小学校と協力して、緊急避難場所でもある「こども110番の家」の増加に努めます。	教育総務課
防犯用品の配付	小学校新入学児童に防犯ブザー及びランドセルステッカー等の防犯用品の配付を行い、登下校時の安全確保に努めます。	総務課
防犯パトロールの実施	子どもの安全を守るため、防犯協会、PTA等の協力を得て、登下校時及び長期休業期間のパトロールを実施します。	総務課 教育総務課
防犯広報の推進	自主防犯及び地域ぐるみの防犯に関する啓発チラシ等を全戸配布し、防犯に対する家ごと、地域ごとの連帯意識の高揚に努めます。	総務課

事業名等	事業内容等	主体
防犯灯の設置及び管理	夜間の通行の安全確保と犯罪防止のため、行政区等の支援を受け、防犯灯の設置及び維持管理を図ります。	総務課
警察と学校等の関係機関との「みやぎsecurityメール」等の活用	不審者情報等は警察からの「みやぎsecurityメール」による情報発信ネットワークを活用し、各学校等へ配信されるため、今後も迅速かつ的確な情報の受信体制の確保に努めます。	教育総務課

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

1-1. 多様な主体との連携・協働

子どものライフステージに合わせた切れ目のない支援や健やかな成長を、地域や社会全体で支える環境を築くためには、行政だけでなく、町民や地域、子育て支援に携わる事業者や施設、団体等、子育て支援に関わる様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携・協働していくことが大切です。そのため、国や宮城県、近隣市町村との連携強化を図るとともに、地域や子育て支援に携わる事業者、関係機関等との連携・協働体制の充実を図ります。

また、本計画の取組を適切かつ効果的に実施していくためには、庁内において適切な情報共有や課題の検討等が行える体制づくりが重要となるため、子育て支援に限らず、様々な分野を巻き込み、関係各課との横断的な連携体制の構築に努めます。

1-2. 計画の周知

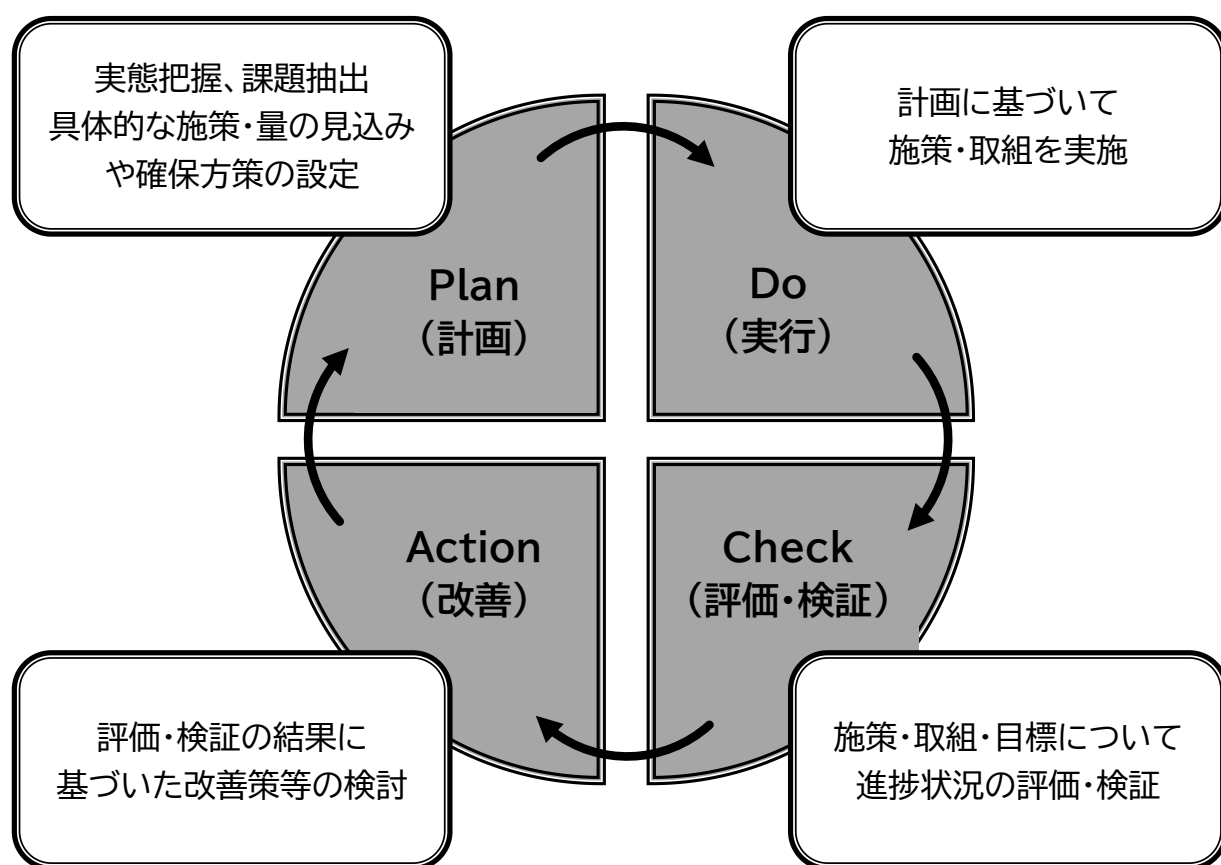
本計画をより実効性の高いものとしていくためには、社会全体で子どもを育てるという意識を醸成し、共通認識としていくことが重要です。

そのため、町民や地域を始め、子育て支援に関わる様々な主体に向けて、子育て支援に対する考え方や本計画の目指す方向性等について、町広報紙やホームページ等を活用して積極的に周知を図ります。また、町の子育て支援サービスを活用することで子育ての負担軽減等につながるよう、利用者視点での情報発信・提供に努めます。

2. 計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくためには、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の進捗状況を定期的に点検・評価して、必要に応じて改善していくことが求められます。

本計画では、庁内の関係各課を中心として計画の具体的な取組の進捗状況について把握し、学識経験者や保護者、教育・保育の関係者等で構成される「蔵王町子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。また、その結果を公表するとともに、必要に応じて確保方策等の改善・調整等を行います。



資料編



1. 蔵王町子ども・子育て会議条例

○蔵王町子ども・子育て会議条例

平成25年6月11日

条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、蔵王町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第4条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員が委嘱された後、最初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(蔵王町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 蔵王町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年蔵王町条例第50号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 蔵王町子ども・子育て会議委員名簿

番号	氏名	所属団体・役職名	委嘱区分	備考
1	佐々木 飛 鳥	元永野保育所保護者会会長	子どもの保護者	
2	高 橋 直 人	元こども園保護者会副会長		
3	富 田 康 弘	元遠刈田小学校PTA会長		
4	佐 藤 満	(有)ザオウ清掃 代表取締役	事業主を代表するもの	
5	八 島 浩 美	永野幼稚園園長	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	
6	三 品 ひとみ	認定こども園園長		
7	大 槻 裕	永野小学校校長	子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	会長
8	鈴 木 多佳子	元保育所所長		
9	佐 藤 真利子	主任児童委員	その他町長が 適当と認める者	副会長
10	工 藤 純 子	さくら母親クラブ副会長		

3. 計画策定の経過

年	月日	内容
令和6年	7月24日	令和6年度 第1回蔵王町子ども・子育て会議 議事： (1)第3期蔵王町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて (2)蔵王町の概況及び第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返りについて
	10月8日	令和6年度 第2回蔵王町子ども・子育て会議 議事： (1)第3期蔵王町子ども・子育て支援事業計画について (2)認定こども園の利用定員について
	12月18日	令和6年度 第3回蔵王町子ども・子育て会議 議事： (1)第3期蔵王町子ども・子育て支援事業計画について
令和7年	1月6日～21日	第3期蔵王町子ども・子育て支援事業計画(案)の パブリックコメントの実施
	1月30日	令和6年度 第4回蔵王町子ども・子育て会議 議事： (1)第3期蔵王町子ども・子育て支援事業計画について (2)認定こども園について
	2月17日	議員全員協議会で報告

第3期蔵王町子ども・子育て支援事業計画

発行：蔵王町

〒989-0892

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10

TEL:0224-33-2122



蔵王町